

令和6年度の業務実績に関する自己評価書

令和7年6月

独立行政法人国立印刷局

様式 3-1-1 行政執行法人 年度評価 自己評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立印刷局	
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度
	主務省令期間	令和2年度～令和6年度

2. 評価の実施に関する事項
<p>(担当部局からのヒアリング、実地調査、理事会への付議など、評価のために実施した手続等を記載)</p> <p>業務実績に関する評価については、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定。以下「指針」という。)並びに「国立印刷局事業計画の策定及び評価に関する規則」第8条及び第9条の規定に基づき、業務実績の取りまとめ及び自己評価を実施した。</p> <p>具体的な手続としては、指針等に基づき、役員主導の下、各部門において自部門の業務実績を取りまとめ、業務実績に関する自己評価を行った。</p> <p>それらの結果について、評価担当部門が各部門へのヒアリングを実施し必要な修正を行った後、理事長を委員長とする内部統制推進委員会における審議を経て、「令和6年度の業務実績に関する自己評価書」を作成した。</p>

3. その他評価に関する重要事項
<p>(組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価期間における特記事項などを記載)</p> <p>特になし。</p>

様式 3-1-2 行政執行法人 年度評価 自己評価総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	A：法人の業績向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 主務省令期間における総合評定の状況				
		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		B	B	B	B	A
評定に至った理由	<p>(項目別評定の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評定に至った理由を記載) 以下を踏まえ、「A」評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の評定を付する8項目のうち、困難度が高い4項目において、S評定が2項目、A評定が2項目となり、所期の目標を上回る成果が得られている。加えて、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目のうち、「環境保全」で所期の目標を上回る成果を得られているほか、残りの項目についても事業計画における所期の目標を達成していることを総合的に勘案して、Aと評価する。 					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>(項目別評定及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評定のうち、重要な事項について記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行券については、通貨当局と密接な連携を図りつつ、設備投資及び保守点検の確実な実施並びに品質管理及び製造工程管理の徹底を図ることにより、財務大臣が定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を履行し20年ぶりとなる改刷を円滑かつ確実に完遂した。 150余年にわたり継承してきた伝統技術と最新のデジタル技術とを融合し、新様式券のデザインを作り上げたことについて、日本の通貨に対する信頼性確保に大きく貢献したとして、人事院総裁賞を受賞した。 改刷に伴い精力的な情報発信に努め、次世代を担う子供たち向けに、地域イベント、学校への出張授業、校外学習支援等を積極的に行うなど、子供向け広報の充実に取り組んだほか、改刷に伴い大幅に増加した報道機関等からの取材への確実な対応や地方公共団体等が主催するイベントへの参画、美術系大学での実演を交えた特別講義などを通じて、銀行券に対する理解及び信頼を深めるための取組を行った。その結果、工芸官が美術系大学等において実施してきた特別講義について、文化庁長官から、府省庁・独立行政法人を含む国の機関として初めて文化庁長官特別表彰を受賞した。 研究開発については、偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発計画を策定し、着実に実施した。 旅券については、新旅券の製造に際し開始した、集中作成の技術確立及び製造体制の構築を確実に進め、令和7年3月の発給開始に寄与したことに加えて、令和5年度よりも受注量が増加した旧旅券に対し、製造体制の整備などを機動的かつ適切に行うとともに、品質管理及び製造工程管理の徹底を図ることにより、規格内製品を納期内に確実に製造・納入した。 官報については、柔軟な体制の維持に取り組むことにより、迅速かつ確実な掲示を実施するとともに、「官報の発行に関する法律」(令和5年法律第85号。以下「官報法」という。)の施行(令和7年4月1日)に向け、内閣府等との協議・調整や官報配信システム等の改修を実施し、「電子官報の実現」に確実に対応した。 不要財産については、豊島敷地及び豊島宿舎の売却収入を国庫納付により財政貢献した。 設備投資については、事業継続性の確保を目的とした中期設備投資計画に基づき設備投資計画を策定し、進捗管理を行いつつ、着実に実施した。 労働安全の保持については、労働災害の発生状況及び労働災害に起因し労働基準監督署から是正勧告を受けたことを踏まえ、担当理事による全職員への安全メッセージの発信や研究所及び各工場幹部との意見交換等により再発防止の徹底に取り組んだ。 環境保全については、計画的な設備投資の実施等により温室効果ガス排出量の削減に着実に取り組むとともに、リサイクル可能なものは完全にリサイクルを行うことにより廃棄物排出量を抑制するなど、持続型社会の形成のために積極的に取り組んだ。 <p>これらの取組を総合的に勘案すると、法人全体として事業計画における所期の目標を達成し、正確かつ確実な業務の執行が行われていると評価する。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	<p>(法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載) 特になし。</p>

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	(項目別評定で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。現時点の事業計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載) 労働基準監督署から是正勧告を受けた労働災害については、早期の対策完了により是正報告書の提出は不要となった。当該事案の発生を受けて、労働災害ゼロに向けた取組事項及び実施計画を取りまとめ、実施に向け着手した。令和7年度は実施計画に沿って各機関において、取組の徹底を図る必要がある。
その他改善事項	(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載) 特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	国立印刷局の業務は、法令等遵守の下、年度目標の着実な達成に向けて、効果的かつ効率的に実施されている。令和6年7月は20年振りの改刷を行い、高く安定した品質の日本銀行券を発行するとともに、国民への啓蒙活動に尽力した。旅券については、旧旅券の受注増に対応しながら、新旅券の製造準備を進め、3月の発給に寄与した。また、官報の電子正本化を進めるとともに、ベース・レジストリ事業を進め、行政のデジタル化に貢献している。 国立印刷局は、持てる経営資源を活用し、伝統的な技術技能を発揮して既存事業の高度な継続を行いつつ、デジタル社会における公的役割に積極的に取り組んでいる。
その他特記事項	特になし。

様式 3-1-3 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考	年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度				2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								III. 財務内容の改善に関する事項							
銀行券等事業	A	A	A	A	A			1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保	B	B	B	B	B	III-1	
1. 銀行券等事業								2. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	IV	
(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>S○</u>	I-1-(1)		3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	—	—	B	B	V	
(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等	A	A	A	A	A	I-1-(2)		4. 上記に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	B	—	—	—	B	VI	
(3) 国民に対する情報発信	A	A	A	A	A	I-1-(3)									
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	I-1-(4)									
2. 銀行券等事業（銀行券以外）															
(1) 旅券の製造	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>S○</u>	<u>A○</u>	I-2-(1)									
(2) その他の製品	B	B	B	B	B	I-2-(2)									
官報等事業	A	A	A	A	A										
3. 官報等事業															
(1) 官報の編集・印刷	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>S○</u>	I-3-(1)									
(2) その他の製品	B	B	B	B	B	I-3-(2)									
II. 業務運営の効率化に関する事項								IV. その他業務運営に関する重要事項							
1. 組織体制、業務等の見直し								1. ガバナンス強化に向けた取組							
(1) 組織の見直し	B	B	B	B	B	II-1-(1)		(1) 内部統制に係る取組	B	B	B	B	B	VII-1-(1)	
(2) 業務の効率化	B	B	B	B	B	II-1-(2)		(2) コンプライアンスの確保	C	B	B	B	B	VII-1-(2)	
								(3) リスクマネジメントの強化	B	B	B	B	B	VII-1-(3)	
								(4) 個人情報の確実な保護等への取組	B	B	B	B	B	VII-1-(4)	
								(5) 情報セキュリティの確保	B	B	B	B	B	VII-1-(5)	
								(6) 警備体制の維持・強化	B	B	B	B	B	VII-1-(6)	
								2. 人事管理	B	B	B	B	B	VII-2	
								3. 施設及び設備に関する計画	B	B	B	B	B	VII-3	
								4. 保有資産の見直し	B	B	B	B	B	VII-4	
								5. 職場環境の整備							
								(1) 労働安全の保持	<u>C○</u>	<u>C○</u>	<u>B○</u>	<u>A○</u>	<u>B○</u>	VII-5-(1)	
								(2) 健康管理の充実	B	B	B	B	B	VII-5-(2)	
								(3) 職務意識の向上・組織の活性化	B	B	B	B	B	VII-5-(3)	
								6. 環境保全	B	B	A	A	A	VII-6	
								7. 積立金の使途	—	—	—	—	—	VII-7	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。
- ※3 主務省令期間で経年表示する。
- ※4 令和5年度以前の評定は、主務大臣による評定を掲載する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1、I-2	銀行券等事業		
業務に関連する政策・施策	（財務省） 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4-1-1 通貨の円滑な供給 施策4-1-2 偽造通貨対策の推進 施策4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動 （外務省） 基本目標IV 領事政策 施策IV-1 領事業務の充実 施策IV-1-1 領事サービスの充実 施策IV-1-1(3) 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第1号、第2号、第7号、第8号及び第9号並びに同条第2項及び第3項
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 I-1-(1)、I-1-(4)、I-2-(1) 【困難度：高】 I-1-(1)、I-1-(4)、I-2-(1)	関連する政策評価・行政事業レビュー	（財務省） 令和6年度事前分析表〔総合目標4〕 令和6年度事前分析表〔政策目標4-1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
I-1-(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成								売上高（百万円）	57,443	54,979	55,786	63,514	67,316
（参考指標） 設備投資計画において年度内受入れとした1億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く）		100%	100%	100%	100%	100%	100%	売上原価（百万円）	43,411	42,131	46,159	53,200	54,573
製造計画達成度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	販売費及び一般管理費（百万円）	5,508	4,717	2,976	3,650	8,225
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	営業費用（百万円）	48,919	46,849	49,134	56,850	62,798
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	営業利益（百万円）	8,524	8,131	6,652	6,664	4,518

指標等		達成目標(指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 生産設備の可動率	製紙機械		99.2%	99.4%	99.1%	99.4%	99.0%	99.5%	従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4,205	4,179	4,130	4,170	4,073
	印刷機械		98.5%	98.7%	98.3%	97.4%	96.9%	96.4%						
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無		無	無	無	無	無	無	無	注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等)の金額を記載。 従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。					
I-1-(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等														
(参考指標) 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無(年1回12月末)			有	有	有	有	有	有						
情報交換の実施回数			2回	4回	4回	6回	1回							
(参考指標) 対応の内容と回数			(対応回数) 2回	(対応回数) 0回	(対応回数) 0回	(対応回数) 0回	(対応回数) 6回	(対応回数) 1回						
I-1-(3) 国民に対する情報発信														
(参考指標) 博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数	来場者数		24,031人	6,673人	11,192人	14,949人	20,703人	38,686人						
	開催		5回	4回	4回	4回	4回	5回						
	出展回数		14回	3回	10回	16回	9回	17回						
博物館におけるアンケート結果		5段階評価で平均評価3.5超	4.56	4.36	4.51	4.50	4.57	4.62						
(参考指標) 出張講演等の実績回数			4回	0回	2回	10回	66回	81回						
(参考指標) ページビュー数、更新回数	ビュー数		1,939,651件	1,632,126件	1,930,157件	1,951,865件	2,986,988件	5,991,767件						
	更新回数		675回	709回	715回	853回	808回	827回						
(参考指標) ホームページに寄せられた問合せに対する回答率			100%	100%	100%	100%	100%	100%						
工場見学者アンケート結果		5段階評価で平均評価3.5超	4.56	—	4.75	4.78	4.70	4.67						
I-1-(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発														
研究開発計画の策定の有無		有	有	有	有	有	有	有						
研究開発活動の成果		終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	上回った	上回った	上回った	上回った	上回った	上回った						

指標等	達成目標(指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
I-2-(1) 旅券の製造							
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
ISO9001認証の維持・更新の有無	有	有	有	有	有	有	有
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無	無	無	無
I-2-(2) その他の製品							
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
保証品質達成率	100%	100%	100%	99.3%	100%	100%	100%
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無	無	無	無

注)「I-1-(3) 国民に対する情報発信」については、国立印刷局及び銀行券に関する情報を国民に向けて発信しているが、銀行券等事業に関する情報発信が大宗を占めるため、銀行券等事業の項目としている。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
				<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>「銀行券等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>また、「銀行券等事業」の6項目中3項目は重要度・困難度が「高」とされていること、2項目は定量的な数値目標を120%以上達成している又は質的に顕著な成果が得られていることを踏まえ、1項目を「S」、4項目を「A」と評価している。</p> <p>以上のことから、「銀行券等事業」については、6項目中1項目を「S」、4項目を「A」、1項目を「B」と評価しており、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>

銀行券等事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載) 特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(1)	財務大臣の定める製造計画の確実な達成		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-1 通貨の円滑な供給	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 8 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】通貨制度の根幹をなす銀行券について、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成し銀行券を円滑に供給すると同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】高度な偽造防止技術を搭載した銀行券を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和 6 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 6 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 設備投資計画において年度内受入れとした 1 億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く）		100%		100%	100%	100%	100%	100%	売上高（百万円）	57,443	54,979	55,786	63,514	67,316
製造計画達成度		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	売上原価（百万円）	43,411	42,131	46,159	53,200	54,573
納期達成率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	販売費及び一般管理費（百万円）	5,508	4,717	2,976	3,650	8,225
保証品質達成率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	営業費用（百万円）	48,919	46,849	49,134	56,850	62,798
(参考指標) 生産設備の可動率	製紙機械		99.2%	99.4%	99.1%	99.4%	99.0%	99.5%	営業利益（百万円）	8,524	8,131	6,652	6,664	4,518
	印刷機械		98.5%	98.7%	98.3%	97.4%	96.9%	96.4%						
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無		無	無	無	無	無	無	無	従事人員数（人） （各年度 4 月 1 日現在）	4,205	4,179	4,130	4,170	4,073

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績																				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価																	
			業務実績	自己評価																
<p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 銀行券等事業（銀行券）</p> <p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>銀行券の製造については、以下の取組を行うと同時に、改刷の円滑な実施を確実に推進する。</p> <p>① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより製造体制の合理化・効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより設備を安定的に稼働させる。また、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造する。</p> <p>これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに日本銀行との契約を確実に履行する。</p>	<p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 銀行券等事業（銀行券）</p> <p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>財務大臣の定める銀行券製造計画の数量を確実に製造するため、以下のとおり取り組むと同時に、改刷の円滑な実施を確実に推進します。</p> <p>① 業務の質の向上並びに製造体制の合理化及び効率化を図るため、費用対効果を勘案しつつ、中長期的視点を踏まえた設備投資計画を策定し、事業の継続性の確保に必要な設備投資等を的確に実施します。</p> <p>設備の保守点検を計画的かつ的確に実施することにより、製造設備の安定的な稼働及び機能維持に取り組みます。</p> <p>また、品質管理及び製造工程管理の履行状況の点検、作業考査の実施等を通じて、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造します。</p> <p>これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約に基づき、納期までに規格内製品を確実に納入します。</p>	<p>○設備投資の的確な実施（参考指標：設備投資計画において年度内受入れとした1億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く））</p> <p>○設備の保守点検の的確な実施（参考指標：生産設備の可動率）</p>	<p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>① 銀行券の製造等</p> <p>イ 設備投資の的確な実施</p> <p>主要な設備の高機能化やインフラ設備の更新に重点を置いた中期設備投資計画に沿って策定した令和6年度の設備投資計画に基づき、本局で各機関の進捗を管理することにより、銀行券製造に係る設備投資を着実に実施した。また、1億円以上の設備投資に当たっては、その実施に先立ち1件ごと、投資の必要性並びに仕様及び調達方法の適切性を含めた費用対効果等を検証するとともに、必要に応じて見直しを行った。さらに、設備の更新に当たっては、高機能化により生産性の向上を図るなど、製造体制の効率化に取り組んだ。</p> <p>なお、令和6年度に計画した1億円以上の銀行券製造設備の導入は下表のとおりであり、計画どおり受入れ（注1）を完了し、受入率は100%となった（参考指標 令和5年度：100%）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>機関</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">銀行券凸版印刷機</td> <td>東京工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>静岡工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銀行券検査仕上機</td> <td>小田原工場</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>彦根工場</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>銀行券印刷機</td> <td>東京工場</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設及び設備の保守点検については、関係法令、規程等に基づく定期点検を的確に実施するとともに、自主保全（注2）による点検を併せて実施した。その結果等を踏まえ、老朽化した設備等の修繕を計画的に実施するなど、その安定稼働及び機能維持を図った。</p> <p>なお、生産設備の可動率（注3）については、抄紙機において99.5%、銀行券印刷機において96.4%であった。（参考指標 令和5年度：抄紙機99.0%、銀行券印刷機96.9%）</p> <p>(注1) 受入れ 検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること</p> <p>(注2) 自主保全 製造設備等を維持するために製造担当部門において点検、清掃、給油等を行うこと</p> <p>(注3) 生産設備の可動率 機械設備を故障なく正常に稼働させることができた割合であ</p>	件名	機関	台数	銀行券凸版印刷機	東京工場	1台	静岡工場	1台	銀行券検査仕上機	小田原工場	2台	彦根工場	2台	銀行券印刷機	東京工場	1台	<p><評定と根拠> 評定：S</p> <p>中期設備投資計画に基づき令和6年度の設備投資計画を策定し、同計画を着実に実施している。</p> <p>また、改刷の円滑な実施に向け、新様式券の製造開始以降、新たな製造体制を構築するとともに、各種検査装置の検査精度の維持や種々の課題解決に向けた継続的な改善に取り組むなど、合理化や効率化を図りながら製品品質の安定化や製造工程管理に係る継続的な取組を実施して財務大臣が定める製造計画を確実に達成し、日本銀行との契約の履行を完遂している。</p> <p>なお、発行後の市中における品質評価についても問題なく、混乱も発生していない。</p> <p>製造体制に関しては、交替勤務等による機械稼働体制を継続し、製造数量の変更等に備え、柔軟で機動的な体制を維持している。</p> <p>秘密管理については、秘密管理に関する研修や点検を継続的に実施し、職員の意識向上及び秘密情報の漏えい防止に向けた取組を着実に実施している。また、銀行券製造工程における製品の紛失・盗難防止に対するセキュリティ管理の徹底が図られている。</p>
件名	機関	台数																		
銀行券凸版印刷機	東京工場	1台																		
	静岡工場	1台																		
銀行券検査仕上機	小田原工場	2台																		
	彦根工場	2台																		
銀行券印刷機	東京工場	1台																		

		<p>○品質管理の徹底に向けた取組</p> <p>●製造計画達成度 (100%) ●納期達成率 (100%) ●保証品質達成率 (100%)</p>	<p>り、機械設備の生産保全度・作業効率を示す指標 生産設備の可動率＝(生産計画上の稼働日数－故障による停止日数)／生産計画上の稼働日数</p> <p>ロ 新たな製造体制の構築、品質管理及び製造工程管理の徹底 新様式券の製造に係る新たな製造体制を構築し、当該製造体制に基づき、品質管理及び工程管理を徹底し、計画どおりに確実に遂行した。 具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新様式券の製造開始以降、製造能力の確保、品質管理の強化、等に資する多数の施策を順次実施し、新様式券の製造に係る新たな製造体制を構築した。 ・ 新様式券の製造に当たっては、安定した品質を維持するため、最適な製造条件を見いだすとともに、各種検査装置において確実な検査が可能となるよう検査条件の見直しを図り、検査精度の維持に努めた。 ・ 巡回品質点検等により、本局と各工場において品質評価や工程管理のポイント等を共有し、品質の中心管理に向けた取組を強化した。 ・ 新様式券の製造に係る各種標準(注4)の新規設定、設定済み標準の改定及びマニュアルの設定に当たり、外観品質及び機能性品質の中心管理の強化に資する内容を反映し、改刷に係る多数の標準等整備(85件)を着実に実施した。また、各工場の作業現場においては、定期的に標準点検(注5)を行い、適正に実施されていることを確認した。 ・ 新規に採用した原材料については、メーカーに出向き、製造工程及び品質状況の確認を行うなど、原材料品質の維持に努めた。 <p>(注4) 標準 作業現場において、高品質かつ均質な製品を効率的に製造するための基準</p> <p>(注5) 標準点検 作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づいて適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月1回以上点検するもの</p> <p>ハ 改刷の円滑な実施に向けた取組 新様式券製造における課題について、版面作製方法のデジタル化やインキ仕様の見直しなど継続的な改善に取り組み、取組状況及び成果を本局と各工場間で定期的に共有しながら、製品品質の確保、生産性の向上に努めた。特に、新しく採用したホログラム(ストライプ箔)については、調達先の変更に伴う貼付条件の見直しを図り、安定製造できる条件を確立した。 また、財務大臣の定める製造計画数量(29.5億枚)に対し、規格内製品の製造を完遂するとともに、日本銀行へ納期までに納入し</p>	
--	--	--	--	--

<p>② 製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟な製造体制を確保し、具体的事案の発生時には機動的に対応する。</p> <p>③ 情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p>	<p>② 財務大臣による緊急命令がいつ発せられても対応できるよう、柔軟で機動的な製造体制を構築・維持し、災害等の緊急の場合を含め、当初予見し難い製造計画の変更等による製造数量の増減に対しても的確に対応します。</p> <p>③ 偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいを防止するとともに、製品監視体制の維持・強化、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を徹底することにより、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>○緊急命令への対応に備えた体制の維持</p> <p>○具体的事案発生時の的確な対応</p> <p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p>	<p>た。なお、過去の品質トラブルを踏まえ再発防止対策に取り組んだ結果、令和4年11月の新様式券納入開始以来、製品に係るクレームはなく、令和6年度においても安定供給を維持した。</p> <p>改刷公表後、発行後の円滑な流通に向けて財務省及び日本銀行とともに、サンプル閲覧会等を開催し、現金取扱機器の製造事業者等に情報提供を行った。さらに、令和6年7月3日の発行以降、流通状況等について現金取扱機器の製造事業者等を調査し、市中での品質評価についても問題ないことを確認した。</p> <p>② 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持</p> <p>財務大臣による緊急命令にも対応し得る柔軟で機動的な製造体制を維持するため、製紙抄造部門における長期連続操業（注6）及び印刷・貼付部門の二交替勤務による機械稼働並びに製紙断裁部門、印刷検査仕上部門における昼連続稼働を継続した。</p> <p>なお、財務大臣による緊急命令が発せられる事案はなかった。</p> <p>（注6）長期連続操業 土曜日、日曜日及び祝日を含め24時間連続で操業すること</p> <p>③ 秘密情報及び製品の管理</p> <p>イ 偽造防止技術等に関する秘密情報の管理</p> <p>偽造防止技術等に関する秘密情報については、秘密管理に関する規則等を確実に運用することにより、その取扱いを徹底した。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関の新任及び配転の秘密管理者に対して、秘密情報の管理方法や規程に基づく手続等の研修を実施するとともに（5月）、本局の秘密管理者に対してeラーニングを実施し（7月～8月）、秘密管理に対する認識・理解度の向上を図った。 本局及び各機関において、秘密管理者から各職員に対して秘密管理に対する意識向上を図るための研修を実施するとともに、秘密管理に係る規程類の遵守状況についての自主点検を実施した（10月）。 <p>なお、偽造防止技術等に関する秘密情報の漏えいはなかった。</p> <p>ロ 紛失・盗難の発生防止</p> <p>製品の数量管理及び保管管理については、各工場において内部規程に基づき確実に作業を実施するとともに、作業考査（注7）において、製品の取扱い、セキュリティ確保等に係る作業が適切に行われていることを検証、確認した。</p> <p>なお、紛失・盗難等の発生はなかった。</p> <p>（注7）作業考査</p> <p>作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、生産管理担当者等が客観的な立場から年間4回点検するもの</p>	
--	---	---	--	--

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○改刷の円滑な実施を確実に進めたか。 ○製造設備の安定的な稼働及び機能維持並びに品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組むことにより、財務大臣が定める銀行券製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行したか。 ○財務大臣による緊急命令への対応に備えた体制を維持するとともに、災害等事案が発生した場合には、製造計画の変更等による製造数量の増減に的確に対応したか。 ○偽造防止技術等に関する秘密管理を徹底するとともに、製造工程の管理を徹底し、情報漏えい、紛失・盗難の発生を防止したか。 		<p>以上のことから、「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められる。加えて、改刷の円滑な実施に向けた各種取組を積極的に実施した結果、発行後も市中の混乱なく円滑な流通を実現していることは、顕著な成果であり、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「S」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載) 特になし。</p>

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(2)	通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 偽造通貨対策の推進 施策 4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 8 号及び第 9 号並びに同条第 2 項及び第 3 項
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和 6 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 6 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
(参考指標) 通貨当局の要望に応じたセキュリティレポートの提出の有無 (年 1 回 12 月末)		有	有	有	有	有	有		売上高 (百万円)	57,443	54,979	55,786	63,514	67,316
(参考指標) 情報交換の実施回数		2 回	4 回	4 回	6 回	1 回			売上原価 (百万円)	43,411	42,131	46,159	53,200	54,573
(参考指標) 対応の内容と回数		(対応回数) 2 回	0 回	0 回	0 回	6 回	1 回		販売費及び一般管理費 (百万円)	5,508	4,717	2,976	3,650	8,225
									営業費用 (百万円)	48,919	46,849	49,134	56,850	62,798
									営業利益 (百万円)	8,524	8,131	6,652	6,664	4,518
									従事人員数 (人) (各年度 4 月 1 日現在)	4,205	4,179	4,130	4,170	4,073

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等</p> <p>① 銀行券の偽造抵抗力の強化や目の不自由な人が識別を容易に行うための工夫など銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。</p>	<p>(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等</p> <p>① 通貨当局と一体となって、銀行券の偽造防止技術の高度化による偽造抑止力、利便性及び券種識別容易性の向上、国内外において通用する卓越したデザイン等について検討を行い、銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。</p>	<p>○現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化、利便性向上、識別容易性向上</p>	<p>(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等</p> <p>① 銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献</p> <p>イ 偽造防止技術に関する検討 国内外の偽造防止技術、偽造動向等に関する調査・分析結果を踏まえ、将来の銀行券を見据えた新たな偽造防止技術の研究開発に取り組んだ。 また、新様式券の発行に向けて、通貨当局と密接に連携し、科学警察研究所（4月）及び警察庁（5月）に対し、偽造防止技術等に関する説明会を実施した。</p> <p>ロ 新様式券の識別性向上等の取組 視覚障害者団体に対し、通貨当局と連携し新様式券の券種識別に係る講習会を実施し、識別マークの改良や額面数字の大型化により券種識別が容易になったとの高評価を得た（視覚障害者団体への講習会（全国9箇所、11回、約180名：5月～6月））。 また、視覚障害者に向けて、新様式券のユニバーサルデザイン、偽造防止技術等について、通貨当局と連携し以下の情報提供を行った。 ・日本視覚障害者団体連合 声の広報「厚生」（公開日：4月10日） ・政府広報オンライン お役立ち動画（公開日：6月3日） 音声広報CD「明日への声」（公開日：6月15日） 点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」（公開日：6月15日） ・NHK「視覚障害ナビ・ラジオ」（公開日：6月30日）</p> <p>ハ デザイン力の強化 デザイン力及び彫刻技術力向上のため、将来の銀行券を視野に入れた肖像、主模様、ラフ下図等をはじめ、図案、彫刻等の各種習作に取り組んだ。 特に、長きにわたり習作等の修練を積み重ね、高い偽造防止効果を持ち安定製造の基盤となる、伝統技術と最新のデジタル技術が融合した新様式券のデザインを作り上げ、日本の通貨に対する信頼性確保に大きく貢献したとして、工芸部門が職域部門として人事院総裁賞を受賞した。 また、広報活動用の展示物等の作製を通じてデザイン力の強化やス</p>	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>新様式券の発行に向けて、通貨当局と密接に連携し、改刷の円滑な実施に向けた取組等を進めている。また、視覚障害者団体等に対し、券種識別に係る講習会を実施するなど、新様式券に対する信頼の維持・向上に向けた取組を実施している。</p> <p>さらに、長きにわたり習作等の修練を積み重ね、高い偽造防止効果を持ち安定製造の基盤となる、伝統技術と最新のデジタル技術が融合した新様式券のデザインを作り上げたことで、工芸部門が職域部門として人事院総裁賞を受賞したことは、高く評価できる。</p> <p>国内外から得られた銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等の情報について、通貨当局と情報交換するとともに、セキュリティレポートの提出などにより情報提供を行っている。</p> <p>外国の銀行券関連機関からの視察要請に対し、適切に対応を行っている。</p>

<p>② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対抗するため、銀行券の流通状況及び銀行券の偽造動向の調査、外国の銀行券関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局への確に情報提供等を行う。</p> <p>③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、製造や技術に関する協力、研修・視察の受入れや専門技術を有する職員</p>	<p>② 国際会議等において、国内外における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等について情報交換を行うとともに、外国の銀行券関連機関への訪問等を実施することにより、広く情報収集を行います。また、それらの結果得られた情報を必要に応じて通貨当局に報告するとともに、通貨当局からの要望に沿ったセキュリティレポートを作成し、12月末までに通貨当局に提出します。</p> <p>③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等（以下「外国政府等」という。）による当該国・地域における外国銀行券等の円滑な製造等に貢献するとの観点から、外国政府等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等</p>	<p>○偽造動向や銀行券全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供（参考指標：通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無（年1回12月末））</p> <p>○国際協力への対応（参考指標：対応の内容と回数）</p>	<p>キルの向上に取り組んだ。</p> <p>② 銀行券の動向に関する情報提供等</p> <p>イ 国際会議等への参画・外国銀行券関連機関への訪問 諸外国における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等に関する情報を収集するため、次のとおり国際会議等への参画を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行券会議（アメリカ：5月） ・欧州銀行券会議セキュリティ委員会（イギリス：5月） ・券面セキュリティ国際標準化作業部会（ドイツ：7月・11月・令和7年3月） ・CBCDG ユーザーズミーティング（ドイツ：10月） ・High Security Printing ASIA（タイ：12月） ・国際証券印刷者会議（イタリア：令和7年3月） <p>ロ 通貨当局等への情報提供等 改刷関連の情報及び国内外の銀行券に関する偽造動向等の情報について、警察庁の捜査担当部門及び科学警察研究所と情報交換を行った（7月）。</p> <p>また、偽造通貨に関する関係省庁等連絡会議において通貨当局等へ情報提供を行った（10月）。</p> <p>さらに、関税中央分析所及び名古屋税関清水税関支署と銀行券等に関する偽変造分析技術の情報交換及び意見交換を行った（令和7年1月）。</p> <p>ハ セキュリティレポートの提出 通貨当局と協議の上、通貨当局の要望事項等について確認し（6月）、国内外から情報収集した内容等を踏まえた偽造動向・偽造防止技術動向等に、外部機関による新様式券におけるユニバーサルデザインの評価結果等を加えたセキュリティレポートを作成し、通貨当局へ提出するとともに（12月）、内容について通貨当局への説明を実施した（令和7年2月）（参考指標 令和5年度：令和5年12月提出、令和6年2月説明）。</p> <p>③ 国際協力に関する取組等 外国の銀行券関連機関からの要請に基づく研修及び視察の受入れについては、研修の要請はなかったが、視察を1回（1か国・1機関）受け入れた（参考指標 令和5年度：研修0回、視察6回）。</p>	
--	--	--	--	--

<p>の派遣を積極的に行うことにより、国際的な貢献を行う。</p>	<p>の業務の遂行に支障のない範囲内で、関係機関との緊密な連携の下、製造技術等に関する協力、研修・視察の受入れを積極的に行うことにより、国際協力に貢献します。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○通貨当局と連携し、偽造抵抗力の強化、銀行券の利便性向上、券種識別容易性向上等について検討を行ったか。 ○偽造動向や銀行券に関する情報を収集するとともに、収集した情報を通貨当局に提供したか。 ○関係機関との緊密な連携の下、製造技術等に関する協力、研修・視察の受入れを積極的に行い、国際協力に貢献したか。 		<p>以上のことから、「通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等」については、通貨当局と密接に連携し、新様式券の発行に向けた準備等を進めていることや、通貨当局に対する偽造動向等収集した情報の提供を行ったことなどから、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進しており、所期の目標を達成していると認められることに加えて、工芸部門がその功績を評価され、職域部門として人事院総裁賞を受賞したことは高く評価できるので、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
-----------------------------------	---	--	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載) 特になし。</p>

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(3)	国民に対する情報発信		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 2 号及び第 9 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和 6 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 6 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 博物館来場者数、 特別展示等の開催・ 他の展示会への出展回数	来場者数		24,031 人	6,673 人	11,192 人	14,949 人	20,703 人	38,686 人	売上高 (百万円)	68,217	65,604	66,558	63,514	78,768
	開催		5 回	4 回	4 回	4 回	4 回	5 回	売上原価 (百万円)	50,783	49,136	53,436	53,200	61,546
	出展回数		14 回	3 回	10 回	16 回	9 回	17 回	販売費及び一般管理費 (百万円)	12,803	11,715	9,959	3,650	10,187
博物館におけるアンケート結果		5段階評価で平均評価 3.5 超	4.56	4.36	4.51	4.50	4.57	4.62	営業費用 (百万円)	63,586	60,850	63,394	56,850	71,733
(参考指標) 出張講演等の実績回数			4 回	0 回	2 回	10 回	66 回	81 回	営業利益 (百万円)	4,631	4,754	3,163	6,664	7,035
(参考指標) ページビュー数、 更新回数	ビュー数		1,939,651 件	1,632,126 件	1,930,157 件	1,951,865 件	2,986,988 件	5,991,767 件	従事人員数 (人) (各年度 4 月 1 日現在)	4,205	4,179	4,130	4,170	4,073
	更新回数		675 回	709 回	715 回	853 回	808 回	827 回						
(参考指標) ホームページに寄せられた 問合せに対する回答率			100%	100%	100%	100%	100%	100%						
工場見学者アンケート結果		5段階評価で平均評価 3.5 超	4.56	—	4.75	4.78	4.70	4.67						

注) ②は、国立印刷局全体での金額及び従事人員数を記載。

従事人員数は、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(3) 国民に対する情報発信</p> <p>改刷が行われることも踏まえ、博物館の展示やホームページの充実、工場見学の受入れ等を通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深める。また、銀行券に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努める。</p>	<p>(3) 国民に対する情報発信</p> <p>改刷が行われることも踏まえ、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する関心・信頼を深めるため、国立印刷局や銀行券に関する情報を国民に向けて分かりやすく発信します。</p> <p>具体的には、博物館において、展示内容の充実や来館者の理解を深めるような趣向を凝らした特別展示等を実施することにより、来館者の満足度を高めることに取り組むとともに、講演等を通じて広く国民への情報発信に努めます。</p> <p>また、ホームページにおいて、必要な情報の提供を確実に実施するとともに、適切な情報発信に取り組みます。ホームページに寄せられる外部からの問合せに対しては、正確かつ確実に回答を行います。</p> <p>工場見学の受入れにおいては、分かりやすい解説や展示の充実を行うことで来場者の満足度を高めることに取り組むとともに、国民が銀行券を安心して使えるよう、工場が所在する地域の地方公共団体等とも積極的に連携して工場見学者の増加を図るなど、必要な情報発信に努めます。</p> <p>また、銀行券に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努めます。</p>	<p>○博物館の展示や特別展示等の充実（参考指標：博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数）</p>	<p>(3) 国民に対する情報発信</p> <p>イ 博物館における活動及びイベント出展・協力</p> <p>(イ) 博物館の展示内容の充実・特別展示等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 来館者の理解が深められるよう趣向を凝らした特別展示等を5回開催した（参考指標 令和5年度：4回）。 また、7月3日に新様式券が発行されたことから、新様式券に関する様々な情報について各種イベントを通じて紹介した。 ① 偽造防止技術の一つである凹版印刷の原理を楽しく学べるように、凹版印刷体験イベントを2回開催した（5月・令和7年2月）。今回のイベントでは、凹版印刷で再現する繊細な画線や手触りが、銀行券の偽造防止技術の一つであることを来館者に広く情報発信した。 ② 新様式券の発行に合わせて、令和6年度特別展「お札の誕生祭～新しいお札がやってきた！～」(第Ⅰ期)を開催した。第Ⅰ期(7/3～9/1)は、小・中学生の夏休みの自由研究の参考となるよう、新様式券に対する理解が深まるような情報発信を行うとともに、開催期間中、手すきはがき体験イベントを開催した。 ③ 令和6年度特別展「お札の誕生祭～新しいお札がやってきた！～」(第Ⅱ期)を開催した。第Ⅱ期(9/3～12/22)はⅠ期の内容を踏襲しつつ一般も対象とし、新様式券に対する知見と理解の深化に資するものとして開催した。 ④ お札のデザインを担当する工芸官の技術や芸術性を紹介するために、令和6年度特集展「お札の模様 流線が描く Art 工芸官作品展」を開催した。 <p>本展は、国立印刷局で、お札の偽造防止技術の一つとして150年にわたり受け継がれてきた幾何学模様「彩紋」を主体とし、工芸官が作製した彩紋の曲線や精緻な表現を活用した芸術性の高い「彩紋画」を展示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1階常設展示を一部展示替え（7月）し、新様式券の偽造防止技術体験コーナー（ホログラム体験装置、特殊発光インキ体験装置、白黒すかし体験装置等）を設置した。 「第35回東京国際コイン・コンヴェンション」（4月）において、過去の特別展で使用したパネル等を活用し、過去の日本の改刷例を展示紹介した。 埼玉県立歴史と民俗の博物館（埼玉県さいたま市）との連携企画展（7月～9月）において、過去の特別展で使用した展示 	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>来館者アンケートの結果（5段階評価による平均評価4.62）については、年度目標である平均評価3.5を大きく上回っている。これは、趣向を凝らした特別展示等の開催や常設展示の一部展示替えの各種取組が、来館者の高い満足度につながっているものと評価できる。</p> <p>新様式券の偽造防止技術やユニバーサルデザイン等に関して、出張講演や学会誌等への執筆を行うとともに、改刷に伴い大幅に増加した報道機関からの取材等に確実に対応している。</p> <p>特に、国民の信頼を維持するために必要な情報を発信する取組として実施している工芸官による特別講義について、文化庁長官から、府省庁・独立行政法人を含む国の機関として初めて文化庁長官特別表彰を授与されたことは、国立印刷局における情報発信の取組が高く評価されたものと認められる。</p> <p>ホームページについては、必要な情報の提供とウェブアクセシビリティの向上を図り、利用者視点に立った情報発信を行っている。</p> <p>また、新様式券の発行に併せ各種コンテンツの充実を図っている。</p> <p>銀行券の印刷を行っている4工場において工場見学を実施している。</p> <p>また、新様式券の発行に併せ各工場の展示物を更新するとともに展示物の統一化を図り、来場者の満足度向上に努め</p>

			<p>物等を活用し、銀行券の製造技術などを展示紹介した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第47回お金と切手の展覧会広島展」(8月)において、国立印刷局の歴史・製造技術に関する展示・解説を行った。 黎明館(鹿児島県鹿児島市)が開催した特別展「没後100年松方正義-郷土から総理大臣へ-」(9月~11月)に対して、収蔵品(太政官札金10両ほか紙幣7点)を貸し出した。 那須野が原博物館(栃木県那須塩原市)が開催した特別展「松方正義と那須野が原」(11月~令和7年1月)に対して、収蔵品(銅版画「侯爵松方正義」ほか7点)を貸し出した。 地元金融機関が主催する「渋沢栄一翁 生誕祭 北区2025」(令和7年3月)に合わせて、2階展示室において、「武陽王子飛鳥山真景」やすき入れ美術紙等を特別展示するとともに、専用のスタンプを1階展示室に設置して、スタンプラリー(令和7年3月~令和7年4月)に参画した。 外部機関からの依頼に基づき、展示パネルの貸出し等17回行った(参考指標 令和5年度:9回)。 <p>(ロ) 博物館の認知度向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別展示等の開催情報について、博物館紹介関連サイトに掲載するとともに、近隣の自治体や教育機関、交通機関、公共施設等に対して開催案内等を配布した。また、スマホオロコミ(指定した地域のスマートフォン利用者を博物館ホームページに誘導する広告配信サービス)及びコミュニティバスの窓上広告を掲載するなど、積極的なPR活動を行った。 国立公文書館、日本銀行貨幣博物館との3館によるスタンプラリーを開催し、各館のホームページ上で「紙幣に関する特別展示周遊のご案内とスタンプラリーの実施」について紹介した。 JR東日本・巣鴨駅が主催する「駅からハイキング」(11/12~11/17)において、ハイキングコースのチェックポイントとして参画し、展示内容等を紹介した。 来館者等の関心を高めるとともに、銀行券等に関する情報を発信するため、令和5年度に実施した特別展の追録や世界のお札や切手についての記事をまとめた博物館ニュースを発行し(7月・12月)、来館者をはじめ近隣の自治体や教育機関等に配布した。 <p>以上の取組により、博物館来場者数は、38,686人となり、開館以来最多の来館者数となった(参考指標 令和5年度:20,703人)。</p>	<p>ている。</p> <p>工場見学者を対象としたアンケートの結果(5段階評価による平均評価4.67)については、年度目標の3.5を大きく上回っている。これは、これまでのアンケート結果を踏まえた継続的な取組が、来場者の高い満足度につながっているものと評価できる。</p> <p>子供たちの銀行券に対する関心を深めるため、子供向けイベントへの参加やワークショップの実施、夏季休業期間を利用した特別工場見学会の開催など、子供向け広報に積極的に取り組むとともに、機会を捉えて、新様式券に関する認知度向上に向けた広報活動に努めている。</p>
--	--	--	--	--

		<p>●博物館におけるアンケート結果（5段階評価で平均評価 3.5 超）</p> <p>○国民に対する情報発信の充実（参考指標：出張講演等の実績回数）</p> <p>○ホームページの充実（参考指標：ページビュー</p>	<p>(ハ) 来館者の満足度 各種取組の成果を検証するとともに、来館者の要望を把握し、展示の改善等につなげるため、来館者の満足度についてアンケートを実施した結果、5段階評価による平均評価は、4.62であった（参考指標 令和5年度：4.57）。</p> <p>ロ 出張講演等の実施 国民に対する情報発信の一環として、銀行券の製造工程、偽造防止技術及び成り立ち等に関する出張講演や、美術系大学における工芸官による特別講義（注）等を開催したほか、地方公共団体等が主催したイベントへ参画し展示や学会誌等への執筆を行うなど、銀行券に対する理解及び信頼を深めるための取組を行った（81回）（参考指標 令和5年度：66回）。</p> <p>このうち、東京国立博物館において開催した、新様式券の発行記念「お札を創る工芸官の伝統技～すき入れと凹版印刷の芸術の世界～」（6月）においては、新様式券の紹介、偽造防止技術の基盤となるすき入れと凹版印刷に関する工芸作品の展示及び工芸官による彫刻の実演会を実施した。</p> <p>また、改刷に伴い、テレビ、新聞・雑誌、インターネット番組等から多数寄せられた取材及び資料提供の依頼並びに政府関係者や地方公共団体等の工場視察に確実に対応した（令和5年度比 124%）。</p> <p>【取材】 テレビ放映又は新聞等への紙面掲載に係る取材対応 ： 99 件（令和5年度実績 55 件） マスメディアへの資料提供： 74 件（令和5年度実績 65 件） 【視察対応】 113 件（令和5年度実績 111 件）</p> <p>(注) 特別講義 国立印刷局が長年にわたり培ってきた、銀行券の偽造防止技術の基盤となる高度な技術等を、工芸官による実技指導等を通じて紹介するもの。令和6年度においては、当該講義が日本の文化芸術の振興に寄与しているものとして、府省庁・独立行政法人を含む国の機関として初めて、文化庁長官特別表彰（令和6年度新設。文化活動に優れた成果を示し、日本の文化の振興に貢献した者等のうち、発信力の高い者等に与えられるもの。）を授与された。</p> <p>ハ ホームページ等による情報提供 (イ) ホームページの充実</p>	
--	--	---	--	--

		<p>数、更新回数)</p> <p>○外部からの問合せに対する回答実績（参考指標：ホームページに寄せられた問合せに対する回答率）</p> <p>●工場見学者アンケート結果（5段階評価で平均評価 3.5 超）</p>	<p>国民に向けてより分かりやすい情報発信を目的として、ホームページに掲載するコンテンツの充実等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「オンライン工場見学」について、一部リニューアルし、新様式券の貼付工程及び展示室を公開した（10月）。 ・ 国民が改刷時に混乱を招くことのないよう能動的な広報活動に取り組んだ結果、ホームページのページビュー数は、5,991,767件、更新回数は827回となった（参考指標 令和5年度：ページビュー数2,986,988件、更新回数808回）。 ・ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を通じた情報発信については、国立印刷局フェイスブック及び国立印刷局エックス（旧ツイッター）により、イベント情報、製品及び製造工程の紹介等の情報を中心として記事掲載を行い、情報の拡散及びホームページへの誘導手段に活用した（フェイスブック112件・エックス（旧ツイッター）124件）。 <p>(ロ) ホームページに寄せられた問合せに対する回答状況</p> <p>国立印刷局の製品や業務に関する各種問合せ（696件）のうち、連絡先不明等により回答が困難なものを除き、全ての問合せに回答した。</p> <p>この結果、ホームページに寄せられた問合せに対する回答等は、100%となった。</p> <p>ニ 工場における広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場の展示室について、新様式券の発行に合わせて偽造防止技術体験コーナーを新設するなど、展示物を更新するとともに、各工場の展示物を統一した（7月）。 ・ これまで展示室がなかった岡山工場については、展示施設設置場所の現地確認を行い、展示室レイアウト等を含む設置するための建物改修に向けた意見交換を実施するなど、展示施設設置に向けた調整を行った（8月）。 <p>工場見学で実施した工場見学者アンケートの結果については、5段階評価による平均評価が 4.67 であった（参考指標 令和5年度：4.70）。</p> <p>ホ 子供向け広報の充実</p> <p>新様式券の発行開始を踏まえて、次世代を担う子供たちの銀行券に対する関心を深めるため、次のとおり子供に向けた広報の充実に努め</p>	
--	--	---	---	--

		<p><評価の視点></p> <p>○ホームページにおいて、法人や銀行券に関する情報の提供を確実に実施したか。</p> <p>○銀行券印刷工場において見学を積極的に受け入れ、分かりやすい解説や展示を通じて、来場者の満足度の向上に取り組んだか。</p> <p>○次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に取り組んだか。</p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> 江東区との共催イベント「お札がわかる夏休み～江東区×国立印刷局～」で出張授業を開催した（7月）。 千葉県佐倉市内の小・中学生を対象に、「お札について学ぶ」の出張授業を実施した（7月）。 「令和6年度こども霞が関見学デー」において、「はっけん！お札の秘密～国立印刷局工場見学～」を4回実施した（8月）。 「造幣さいたまサンクスフェア 2024」へ出展協力を行い、お札についての展示と講演を実施した（10月）。 滋賀県立美術館において、国立印刷局の工芸官作品の特別展示、彫刻実演及び子供向けワークショップを実施した（10月～11月）。 「埼玉県庁オープンデー」へ出展協力を行い、お札についての展示を実施した（10月）。 東京工場、小田原工場、静岡工場、彦根工場及び岡山工場において、各地域の居住者並びに小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、夏季休業期間における特別工場見学会の開催、地域のイベントへの出展、校外学習を支援するための工場見学を行い、銀行券製造工程の説明、偽造防止技術の紹介等を行った（8月）。 子供を対象とした出張授業については、関東近県及び工場が所在する地域において、広報担当職員が小学校等に出向いて説明を行った（5月～令和7年3月）。 <p>なお、遠隔地の対応として、オンラインでの授業も実施した（11月）。</p>	<p>以上のことから、「国民に対する情報発信」については、定量的な数値目標を120%以上達成しているとともに、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められる。加えて、改刷に伴い大幅に増加した取材等に確実に対応したこと、工芸官の特別講義について、文化庁長官特別表彰を授与されたことを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	---	---	---

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(4)	偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 偽造通貨対策の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 8 号及び第 9 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】銀行券の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】銀行券への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和 6 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 6 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
研究開発計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有	有	売上高（百万円）	57,443	54,979	55,786	63,514	67,316
研究開発活動の成果	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	上回った	上回った	上回った	上回った	上回った	上回った	売上原価（百万円）	43,411	42,131	46,159	53,200	54,573
								販売費及び一般管理費（百万円）	5,508	4,717	2,976	3,650	8,225
								営業費用（百万円）	48,919	46,849	49,134	56,850	62,798
								営業利益（百万円）	8,524	8,131	6,652	6,664	4,518
								従事人員数（人） (各年度 4 月 1 日現在)	4,205	4,179	4,130	4,170	4,073

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績																
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価													
			業務実績	自己評価												
<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発に係る計画を策定し、独自の偽造防止技術の開発、製紙・印刷技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進め、銀行券の偽造抵抗力の強化に貢献する。また、情報通信技術や環境保全等に関する研究を推進する。</p> <p>なお、計画の実行に際しては、事前、中間、事後の評価を徹底し、その成果を適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や学会での報告を行う。</p>	<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化に向けた研究開発を着実に実施します。</p> <p>また、情報通信技術や環境保全等に関する研究開発を推進します。</p> <p>これらの研究開発を実施するに当たり、研究開発計画を策定し、当該計画に沿って研究開発を進めます。</p> <p>さらに、研究開発評価システムの運用を通じて、事前・中間・事後評価を適切に実施し、評価結果に応じて是正等の対応を図るとともに、研究開発計画へ適切に反映します。効果的な研究開発の推進や質の向上に努めることにより、研究開発活動による成果が得られるよう取り組みます。</p> <p>なお、研究成果については、適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や国内外の会議、学会等で報告を行います。</p>	<p>●研究開発計画の策定の有無</p>	<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>イ 研究開発の実施</p> <p>研究開発の実施に当たっては、研究開発計画を策定し（令和6年3月）、これに沿って4分野14件の研究開発課題に取り組んだ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>偽造防止技術の開発・実装</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>製造技術の効率化・高度化</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>情報通信技術に関する研究</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>環境保全</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14件</td> </tr> </tbody> </table> <p>各分野における具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>(イ) 偽造防止技術の開発・実装</p> <p>近年の技術動向を踏まえ、新たな偽造防止技術の創出及び製造適性の検証に取り組んだ。また、愛媛大学と包括的な連携協定を締結し（7月）、国立印刷局の独自技術を活用した新たな技術の創出に取り組んだ。</p> <p>(ロ) 製造技術の効率化・高度化</p> <p>高品質で均質な製品の製造を維持しつつ、生産プロセス全体の効率化・高度化に向けた生産設備等の開発に取り組んだ。</p> <p>(ハ) 情報通信技術に関する研究</p> <p>情報通信分野に関する技術動向を把握し、情報通信技術を活用した要素技術の調査及び研究に取り組んだ。特に、デジタル証明書発行（注1）については、新たな技術の実装方法について、知見を有する外部業者と協議し、実証実験の実施に向けて取り組んだ。</p> <p>（注1）デジタル証明書発行</p> <p>個人が持つ資格等の属性情報についてデジタルデータとして発行、保有、提示、検証を可能とするもの</p> <p>(ニ) 環境保全</p> <p>消費エネルギー量の削減による温室効果ガスの排出削減及び</p>	分野	件数	偽造防止技術の開発・実装	3件	製造技術の効率化・高度化	6件	情報通信技術に関する研究	3件	環境保全	2件	計	14件	<p><評定と根拠> 評定： A</p> <p>研究開発については、将来の銀行券を視野に入れ、中期及び単年度の研究開発計画を策定し、当該計画に沿って確実に進めたことは評価できる。</p> <p>研究開発評価については、研究開発評価システムを運用することにより、研究開発課題の事前・中間・事後評価を行い、その結果を研究開発計画へ適切に反映し、PDCAサイクルを確実に機能させている。</p> <p>これらの取組の結果、評価指標である研究開発活動の成果については、年度目標を達成している。</p> <p>創出した成果については、特許出願したほか、学会でも報告を行い、産業界の発展に貢献している。また、日本印刷学会における研究発表奨励賞の受賞及び計測自動制御学会における優秀講演賞の受賞は、国立印刷局における研究開発の成果が高く評価されたものと認められる。</p>
分野	件数															
偽造防止技術の開発・実装	3件															
製造技術の効率化・高度化	6件															
情報通信技術に関する研究	3件															
環境保全	2件															
計	14件															

- 事前・中間・事後評価の適切な実施
- 事前・中間・事後評価結果に対する適切な対応及び研究開発計画への適切な反映

●研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る）

- 研究開発成果の適切かつ効果的な活用（特許出願、学会での報告）

廃棄物の削減に向けた研究開発に取り組んだ。特に、製紙工程の環境負荷低減については、愛媛大学と共同研究開発契約を締結し（9月）、共同での研究開発に取り組んだ。

ロ 研究開発評価

（イ）評価の実施及び評価結果の反映

令和6年度に終了する研究開発課題の事後評価、令和7年度に継続を予定する課題の中間評価及び令和7年度に新規設定する候補課題の事前評価については、研究開発評価システムの運用を通じて、研究開発評価委員会において、成果の創出状況、計画に対する進捗状況、最終目標達成の可能性の視点等から評価を行い、評価結果を研究開発実施機関にフィードバックした（12月）。

また、評価において、開発の方向性を見直しが生じた研究開発課題に対して、取組内容及び計画を再検討し、令和7年度の研究開発計画へ適切に反映した（令和7年2月）。

（ロ）研究開発活動の成果

令和6年度終了予定の課題5件に係る事後評価を行い、研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計値）が終了案件の費用の合計を約2%上回った。

ハ 研究開発成果の活用

創出した研究成果については、特許出願を行ったほか、学会等において報告した。また、特許権の更なる有効活用を図るため、未活用特許のライセンス提供の検討など研究開発成果の活用推進に取り組んだ。

（イ）特許出願状況

特許について、合計35件の出願を行った（令和5年度：40件）。

分野	件数
偽造防止技術の開発・実装	19件
製造技術の効率化・高度化	13件
情報通信技術に関する研究	2件
環境保全	1件
計	35件

<評価の視点>

- 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発計画を策定し、着実に研究開発を進めたか。
- 研究課題等の適切な評価や評価結果に応じた是正等を行うとともに、効果的な研究開発の推進や質の向上に努め、研究開発活動による成果が得られるよう取り組んだか。
- 創出した成果の適切な活用及び有用な成果の報告が行われたか。

(ロ) 会議、学会での報告

有用な研究開発成果4件について、偽造防止技術の開発等への影響に配慮しつつ、日本印刷学会及び計測自動制御学会において報告した。このうち、「デジタル印刷を活用した潜像模様」については、優秀な発表に贈られる日本印刷学会の「研究発表奨励賞」を受賞し、「凸状印刷物の指感性向上に関する研究」については、計測自動制御学会の「優秀講演賞」を受賞した。

学会等	報告内容	実施月
日本印刷学会 (注2)	ISO22388 の概要と活用	11月
	デジタル印刷を活用した潜像模様	11月
	社会変化に伴う銀行券の偽造防止技術の変遷	11月
計測自動制御学会 (注3)	凸状印刷物の指感性向上に関する研究	12月

(注2) 日本印刷学会

印刷に関する学理及びその応用の進歩普及を図り、学術等の発展に寄与することを目的として活動を行っている学会

(注3) 計測自動制御学会

計測と制御の分野における理論と応用を専門とする学会

以上のことから、「偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められるとともに、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。

<課題と対応>

特になし。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(1)	旅券の製造		
業務に関連する政策・施策	(外務省) 基本目標Ⅳ 領事政策 施策Ⅳ-1 領事業務の充実 施策Ⅳ-1-1 領事サービスの充実 施策Ⅳ-1-1(3) 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第7号及び第8号
当該項目の重要度・困難度	【重要度：高】外務省との契約を確実に履行し、旅券に対する信頼性や国民の円滑な海外渡航を確保することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。 【困難度：高】高度な偽造防止技術を搭載した旅券を、高い品質を均一に保った状態で大量生産し、外務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程の管理が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	(外務省) 令和6年度行政事業レビューシート 予算事業ID:001082

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	売上高（百万円）	57,443	54,979	55,786	63,514	67,316
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	売上原価（百万円）	43,411	42,131	46,159	53,200	54,573
ISO9001認証の 維持・更新の有無	有	有	有	有	有	有	有	販売費及び一般管理費 (百万円)	5,508	4,717	2,976	3,650	8,225
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	営業費用（百万円）	48,919	46,849	49,134	56,850	62,798
情報漏えい、紛失・盗難 発生の有無	無	無	無	無	無	無	無	営業利益（百万円）	8,524	8,131	6,652	6,664	4,518
								従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,205	4,179	4,130	4,170	4,073

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>2. 銀行券等事業（銀行券以外）</p> <p>(1) 旅券の製造</p> <p>旅券については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、外務省との契約を確実に履行する。また、ISO9001 認証の維持・更新を行うとともに、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p> <p>さらに、次世代旅券の製造体制構築等に向け、外務省と調整を図りつつ、必要な取組を行う。</p>	<p>2. 銀行券等事業（銀行券以外）</p> <p>(1) 旅券の製造</p> <p>旅券の製造に当たっては、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより、受注した数量を確実に製造し、納期までに納入を確実にを行います。</p> <p>ISO9001 の運用及び認証の継続、作業考査や点検等の実施を通じて品質管理及び製造工程管理の徹底を図り、納期までに規格内製品を確実に納入します。</p> <p>さらに、偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。</p> <p>次世代旅券（注1）については、外務省と協議を進めつつ、新たなブランク冊子製造設備の稼働に向けた準備を進めるとともに、集中作成（注2）に向けて外務省及び旅券事務所とのシステム接続試験を実施するなど、技術確立及び製造体制の構築に向けて取り組みます。</p> <p>(注1) 次世代旅券 新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券</p> <p>(注2) 集中作成 現行、全国の旅券事務所で行っている個人情報書込作業を集中的に行うもの</p>	<p>●受注数量製造率（100%）</p> <p>●納期達成率（100%）</p> <p>○次世代旅券の製造体制構築等に向けた取組</p>	<p>(1) 旅券の製造</p> <p>イ 柔軟で機動的な製造体制</p> <p>旅券の受注量については、旧旅券（約 337 万 5 千冊）に加え、令和 7 年 3 月の次世代旅券（以下「新旅券」（注 1）という。）への切替えに向けて、新旅券（約 22 万 7 千冊）の契約を締結した。</p> <p>旧旅券の製造については、新旅券の製造に備え、令和 5 年度より約 30 万冊多い製造量を 12 月までに完了させる必要があったため、製造工場において、他部門からの人員交流等による要員確保や他機関における応援体制を整え、製品交流を実施した。また、老朽化した旧旅券製造設備に突発故障が発生した際は、迅速な修理による早期復旧や創意工夫による設備改良を実施し、9 か月間で製造を完了させ、契約に基づく全量を納期までに納入した。</p> <p>新旅券については、旧旅券と並行した製造準備及び短期間での立上げが必要であったことから、オペレータの技術習熟、新旅券製造設備の改修・初期故障対応、規程・標準類の整備等に注力し、令和 7 年 1 月から新旅券ブランク冊子の製造を開始した。</p> <p>また、製造開始初期において、品質不良の種別や発生率等の傾向を把握し、品質問題の早期解決を図るため「初期流動管理」による全数点検を実施するなどした。</p> <p>その結果、公用及び外交旅券の申請開始（令和 7 年 3 月 3 日）並びに一般旅券の申請開始（令和 7 年 3 月 24 日）以降、外務省における旅券申請交付の期間を延長させることなく、契約に基づく全量を納期までに納入するとともに、新旅券の発給に寄与することができた。</p> <p>(注 1) 新旅券 新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化し、令和 7 年 3 月から発給を開始した旅券</p> <p>ロ 集中作成に向けた技術確立及び製造体制の構築 集中作成の実施に向けて、以下の対応を行い、製造環境を整えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> システムと新規製造設備との連携テスト（4 月～5 月）及び外務省システムと接続した総合テスト（5 月～7 月）の実施による一連の機能確認。 都道府県旅券事務所等から入力・送信された個人情報を基に完 	<p>< 評定と根拠 > 評定： A</p> <p>旧旅券については、新旅券の製造準備を進めつつ、外務省からの要請に確実に対応するため、製造工場において人員交流等による要員確保を図りつつ、柔軟かつ機動的な製造体制を維持し、9 か月間で令和 5 年度より多い製造数量を完遂している。</p> <p>また、新旅券については、旧旅券製造と並行して、製造準備を進め、短期間でオペレータの習熟と設備の立上げを実施するとともに、製造開始後は、初期流動管理を実施し、ブランク冊子の確実な品質保証及び数量確保に努めている。</p> <p>その結果、新旧旅券の契約数量全量を納期内に確実に納入し、国民の円滑な海外渡航を確保したことは、旅券発給事務の維持及び国民生活の安定に寄与するものであり評価できる。</p> <p>集中作成については、各種テスト及び複数回の試験運用を踏まえ、確認したシステム機能の課題を早期に解消するとともに、実製造を想定したオペレーションの確認及びシステムの機能追加を図り、安定稼働に向けて取り組み、短期間で確実な運用方法及び製造体制等を確立の上、外務省の旅券申請交付期間内における確実な対応を行っている。</p> <p>ISO9001 認証の継続、PDCA サイクルによる継続的な業務の改善、定期的な情報共有や作業考査等を実施し、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組んでいる。</p> <p>また、個人情報管理及び情報セキュリティに関する研修の実施より、職員の情報セ</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ●IS09001 認証の維持・更新の有無 ●保証品質達成率(100%) ●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無 	<p>成旅券の作成、仕分、発送作業等のオペレーションに係る事前確認(8月~11月・令和7年2月~令和7年3月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種テスト及び試験運用において確認したシステムの不具合の改修及びシステムへの新たな機能追加(8月~令和7年2月)。 ・旧旅券の終了に合わせた体制整備の実施(12月及び令和7年1月)及び一般旅券申請開始に合わせた交替勤務体制等への見直し(令和7年3月)。 ・外務省との2者協議及び外務省、東京都との3者協議に参加し、集中作成実施に向けた標準処理期間及び品質管理基準の検討・協議を実施。さらに、外務省が定めた品質基準について、都道府県旅券事務所等と認識統一の実施(令和7年1月)。 ・ICAO 国際会合(9月・11月)及びIC 旅券調査委員会(注2)の会合(5月以降毎月)への参加、国際標準化の動向に係る情報収集の実施。 <p>(注2) IC 旅券調査委員会 国際標準に準拠した、将来の旅券用 IC の仕様案等を検討するため、外務省が外部に委託して行う調査委員会</p> <p>ハ 品質管理等の徹底 IS09001(注3)の運用、認証の継続のほか、以下の取組により品質管理の徹底等を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IS09001 認証については、維持審査を受審し(9月)、認証を継続した。 ・本局及び工場間における品質管理に関する打合せ会(4月)を開催し、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図った。また、実施状況確認(10月)、年度総括(令和7年3月)の打合せを開催し、PDCA サイクルによる継続的な業務の改善に取り組んだ。 ・作業考査について、各工場考査担当者と情報共有のための打合せ会(7月)を実施するとともに、工場において四半期ごとに考査を実施し、製造品等の数量確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況等を計画的にチェックすることにより、製品の散逸防止、保管管理及び工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。 ・集中作成の開始に向けて、個人情報管理及び情報漏えい対策のセキュリティ等に関して、旅券製造従事者等への研修を実施した(令和7年2月)。 <p>これらの取組により、規格内製品を確実に製造・納入した。</p>	<p>セキュリティの向上等に取り組んでいる。</p>
--	--	---	--	----------------------------

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○柔軟で機動的な製造体制を構築し、製品を確実に納入したか。 ○徹底した品質管理及び製造工程管理を行い、外務省との契約を確実に履行したか。 ○次世代旅券について、集中作成に向けた技術確立及び設備の稼働に向けた製造体制構築に取り組んだか。 	<p>なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>(注3) IS09001 製品やサービスの品質保証を行うことにより、顧客満足向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現する国際規格</p>	<p>以上のことから、「旅券の製造」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加えて、外務省からの旧旅券の製造要請に対して、柔軟かつ機動的な体制を構築して、的確に対応し、新旧旅券の切替えを円滑かつ確実に行った。</p> <p>また、新旅券における集中作成に向けた技術確立及び製造体制の構築を行い、結果的に、契約数量全量を納期内に確実に納入し、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(2)	その他の製品		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第7号及び第8号、第3項
当該項目の重要度・困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標（指数）	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	売上高（百万円）	57,443	54,979	55,786	63,514	67,316
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	売上原価（百万円）	43,411	42,131	46,159	53,200	54,573
保証品質達成率	100%	100%	100%	99.3%	100%	100%	100%	販売費及び一般管理費（百万円）	5,508	4,717	2,976	3,650	8,225
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無	無	無	無	営業費用（百万円）	48,919	46,849	49,134	56,850	62,798
								営業利益（百万円）	8,524	8,131	6,652	6,664	4,518
								従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,205	4,179	4,130	4,170	4,073

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(2) その他の製品</p> <p>切手等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。また、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p>	<p>(2) その他の製品</p> <p>切手等の製品については、品質管理及び製造工程管理の徹底を図り確実に製造を行うことにより、発注者との契約に基づく数量の規格内製品を納期までに確実に納入します。さらに、発注者の要望を踏まえた提案を行います。</p> <p>また、製品の製造に当たっては、作業考査、点検、作業前の手順書の確認等の実施を通じて、継続的な業務プロセスの改善に取り組めます。</p> <p>偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>●受注数量製造率(100%)</p> <p>●納期達成率(100%)</p> <p>●保証品質達成率(100%)</p> <p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p>	<p>(2) その他の製品</p> <p>イ 発注者との契約に基づく確実な製造・納入</p> <ul style="list-style-type: none"> 切手等の製品については、製造工場における部門間での人員交流や工場間での製品交流を実施することにより、発注者との契約に基づき、定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。 特に、普通切手においては、料額改定に伴い、発注者からの前倒し納入の要請に対応するとともに、追加受注に対しても、契約変更を2回行い(11月・12月)、確実に納入した。 当初計画に見込んでいなかった、難民旅行証明書及びMRV査証シールについて、発注者から発行数の増加に伴う受注や訪日外国人の増加に伴う追加受注の照会があり、発注者と製造数量等を調整の上、受注することとなり、定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。 <p>ロ 発注者の要望を踏まえた提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政用製品の改ざん防止用紙について、発注者から仕様変更に向けた照会があり、デザイン案を提案した。その後、数回の修正を経て、デザイン案が採用され、製造・納入した(令和7年1月)。 グリーティングカードについて、発注者(地方自治体)から照会があり、サンプル(5案)を作製、提案した。その後、デザイン案が採用され、製造・納入した(令和7年3月)。 <p>ハ 品質管理等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 本局及び工場間における品質管理打合せ会を開催し、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図った(4月)。さらに、実施状況確認(10月)及び年度総括(令和7年3月)の打合せを開催し、PDCAサイクルによる継続的業務の改善に取り組んだ。 工場において四半期ごとに作業考査を実施し、製造品等の数量確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況等を計画的にチェックすることにより、製品の散逸防止、保管管理及び工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。 <p>これらの取組により、規格内製品を納期までに確実に製造・納入した。</p> <p>なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>切手等の製品については、人員交流や製品交流など柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき、納期までに確実に製造・納入している。また、当初計画に見込んでいなかった受注等に対して、発注者との調整の上、短期間で原材料を確保し、的確に対応している。</p> <p>発注者の要望を的確に把握するとともに、国立印刷局の技術力をいかした提案を行っている。</p> <p>PDCAサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な打合せ会による情報共有や作業考査等を実施し、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組んでいる。</p>

		<p><評価の視点> ○品質管理及び製造工程管理を徹底し、発注者との契約を確実に履行したか。</p>		<p>以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>
--	--	---	--	---

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 セグメント別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	官報等事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第8号及び第9号 官報の発行に関する内閣府令（令和6年内閣府令第80号）
当該項目の重要度・困難度	【重要度：高】 I-3-(1) 【困難度：高】 I-3-(1)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標（指数）	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
I-3-(1) 官報の編集・印刷													
揭示すべき時間での官報揭示達成度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	売上高（百万円）	10,774	10,625	10,772	10,860	11,452
官報情報検索サービスのサービス稼働率	99.5%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	売上原価（百万円）	7,372	7,004	7,277	7,009	6,974
インターネット版官報のサービス稼働率	99.0%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	販売費及び一般管理費（百万円）	745	758	861	910	1,961
インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数	過去5年平均以上	[各年度目標値] 59件	[58] 53件	[58] 55件	[57] 61件	[57] 65件	[目標：58件] 62件	営業費用（百万円）	8,117	7,762	8,138	7,919	8,935
100ページ当たり訂正記事箇所数の削減	過去5年平均以下（100以下）	[各年度目標値] 0.23（96）	[0.22] 0.14（64）	[0.19] 0.15（79）	[0.17] 0.16（94）	[0.17] 0.14（82）	[目標：0.16] 0.09（56）	営業利益（百万円）	2,657	2,863	2,634	2,941	2,517
I SMS 認証の維持・更新の有無	有	有	有	有	有	有	有	従事人員数（人）（各年度4月1日現在）	4,205	4,179	4,130	4,170	4,073
情報漏えい・紛失発生の有無	無	無	無	無	無	無	無						
I-3-(2) その他の製品													
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%						
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%						
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%						

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
				<p><評定と根拠> 評定： A</p> <p>「官報等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>「官報の編集・印刷」については、困難度が「高」であることに加え、官報法の施行に向けて、官報サービスセンター選定の実務に携わるなど内閣府等に協力するとともに、システムを改修し、内閣府の要請に確実に対応するなど、政府の電子化施策を踏まえた取組を実施している。また、「その他の製品」については、発注者からの納期等に関する要請に対して、的確かつ確実に対応し、法案誤り等再発防止プロジェクトチームの議論を踏まえた取組を確実に進めるとともに、ベース・レジストリの構築に関しては、デジタル庁等の関係機関と連携を図りながら、令和7年度以降に国立印刷局が実施するアドレス・ベース・レジストリの運用業務の円滑な立上げに向けて、確実に準備を進めるなど、デジタル庁の取組に寄与している。さらに、行政機関からの要請による行政文書の電子化作業への協力など、行政のデジタル化の進展に適切に対応している。</p> <p>以上のことから、「官報等事業」については、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 官報等事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。 </div>				

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載) 特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-(1)	官報の編集・印刷		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第4号、第8号及び第9号 官報の発行に関する内閣府令（令和6年内閣府令第80号）
当該項目の重要度・困難度	【重要度：高】内閣府との契約を確実に履行し、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。 【困難度：高】一切の誤謬が許されない法律の公布等について、確実に製造し指定された時間内に掲示するには、厳格な進捗管理と徹底したチェック体制が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標（指数）	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
掲示すべき時間での官報掲示達成度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	売上高（百万円）	10,774	10,625	10,772	10,860	11,452
官報情報検索サービスのサービス稼働率	99.5%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	売上原価（百万円）	7,372	7,004	7,277	7,009	6,974
インターネット版官報のサービス稼働率	99.0%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	販売費及び一般管理費（百万円）	745	758	861	910	1,961
インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数	過去5年平均以上	〔目標：57件〕 59件	〔目標：58件〕 53件	〔目標：58件〕 55件	〔目標：57件〕 61件	〔目標：57件〕 65件	〔目標：58件〕 62件	営業費用（百万円）	8,117	7,762	8,138	7,919	8,935
100ページ当たり訂正記事箇所数の削減	過去5年平均以下（100以下）	〔目標：0.24〕 0.23 (96)	〔目標：0.22〕 0.14 (64)	〔目標：0.19〕 0.15 (79)	〔目標：0.17〕 0.16 (94)	〔目標：0.17〕 0.14 (82)	〔目標：0.16〕 0.09 (56)	営業利益（百万円）	2,657	2,863	2,634	2,941	2,517
I SMS 認証の維持・更新の有無	有	有	有	有	有	有	有	従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,205	4,179	4,130	4,170	4,073
情報漏えい・紛失発生の有無	無	無	無	無	無	無	無						

注）②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績														
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価											
			業務実績	自己評価										
<p>3. 官報等事業</p> <p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>平常時はもとより災害などの緊急時においても、法律や条約等の公布や国民に対する情報提供が確実に行われるよう、官報の製造体制を維持するとともに、内閣府と連携し、内閣総理大臣の緊急要請にも的確に対応することにより、課せられた役割を果たす。</p> <p>また、電子媒体による官報の需要の高まりを踏まえ、内閣府をはじめとした関係機関と協力し、「官報の発行に関する法律」(令和5年法律第85号)の成立を受けて、内閣総理大臣が発行する官報や書面官報等の国民への確実な提供に向けて取り組むとともに、情報セキュリティを確保しつつ、インターネット版官報や官報情報検索サービスの確実な提供及び周知に努める。</p> <p>さらに、利用者ニーズを把握し、入稿の方法及び手続を必要に応じ改善することなどを通じて、作業の迅速化や業務の効率化を図る。</p> <p>加えて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、契約情報・会社決算情報等の官報掲載情報のG Bizインフォとの確実な情報連携に取り組む。</p>	<p>3. 官報等事業</p> <p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>① 官報については、掲示すべき時間での確実な官報掲示を行います。</p> <p>国内外の緊急時や大地震の発生時における緊急官報の製造・発行については、迅速かつ確実に行うことができるよう、内閣府と連携し、連絡体制の強化や製造訓練の実施等緊急対応体制の維持に取り組み、災害等の緊急の場合を含め、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応します。</p>	<p>● 掲示すべき時間での官報掲示達成度(100%)</p> <p>○ 緊急官報の製造に向けた体制の維持</p> <p>○ 緊急要請に対応するための訓練の実施(対計画100%)</p>	<p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>イ 官報の掲示、緊急官報の製造</p> <p>(イ) 官報の確実な掲示</p> <p>掲載記事の集中時期において官報の確実な製造を行うため、内閣府、本局・工場間で情報共有を図りつつ、多能化の推進による部門間の人員交流を実施するなど柔軟な体制の維持に取り組んだことにより、全ての官報を掲示すべき時間に掲示した。</p> <p>また、令和6年8月に九州地方に上陸した台風に係る特定災害対策本部の設置や国際テロリストに対する措置等の緊急を要する法令等の公布に関する特別号外について、内閣府の要請に基づき、入稿当日に掲示するものを含め、確実に製造・掲示した。</p> <p>なお、令和6年度に発行された官報は817件であり、このうち特別号外(通常発行以外の官報号外)は36件(うち2件は入稿当日に発行)であった。</p> <p>【内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 紙</td> <td>243件</td> </tr> <tr> <td>号 外</td> <td>295件</td> </tr> <tr> <td>特別号外</td> <td>36件(うち2件は入稿当日に発行)</td> </tr> <tr> <td>政府調達公告版</td> <td>243件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 緊急官報発行のための体制の構築・維持</p> <p>緊急官報の製造・発行が迅速かつ確実に行えるよう、製造訓練等を行った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府主催の「防災の日」総合防災訓練の一環として、内閣府と連携し本局及び東京工場において緊急官報製造訓練を行った(8月)。 緊急官報の発行要請に確実に対応するため、公共交通機関が運行しない場合を想定した参集訓練を実施し、参集経路の確認を行った(10月～11月)。 緊急時における官報製造手順の定着化を図るため、政府の総合防災訓練に加え、国立印刷局の自主的取組として、内閣府と 	種 別	件数	本 紙	243件	号 外	295件	特別号外	36件(うち2件は入稿当日に発行)	政府調達公告版	243件	<p><評定と根拠> 評定：S</p> <p>関係部門間の連携や情報共有を図りつつ、柔軟な体制の維持に取り組んでいる。また、自然災害等の緊急を要する法令等の公布に関する特別号外について確実に対応するなど、官報の迅速かつ確実な掲示に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>緊急官報製造訓練を実施したほか、公共交通機関が運行しない場合を想定した参集訓練、参集経路の確認を行うなど、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応できるように取り組んでいる。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスについては、定期的に配信拠点の切替えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めている。また、日常管理を徹底することにより、官報電子配信の安定稼働に取り組んでいる。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動については、図書館への講師派遣に注力するとともに、イベントへの参加や、官報販売所が参加するイベントへの協力など当該サービスの利用促進に向けて、積極的に取り組んでいる。</p> <p>訂正記事箇所数については、部門間で連携し、発生原因の分析や再発防止策を確実に実施することにより、削減に向けて取り組んでいる。</p> <p>公開前情報の管理については、ISMSの</p>
種 別	件数													
本 紙	243件													
号 外	295件													
特別号外	36件(うち2件は入稿当日に発行)													
政府調達公告版	243件													

	<p>② 行政のデジタル化の進展に対応するため、インターネット版官報や官報情報検索サービスの運用により、官報の電子的手段による提供を行い、システム稼働状況を適切に管理することでサービスの稼働率の維持に努め、インターネット版官報については99.0%以上、官報情報検索サービスについては99.5%以上の稼働率となるよう取り組みます。</p> <p>さらに、各種イベントでの実演や展示等を通じてインターネット版官報や官報情報検索サービスの周知に努めます。</p>	<p>●インターネット版官報のサービス稼働率(99.0%)</p> <p>●官報情報検索サービスのサービス稼働率(99.5%)</p> <p>●インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数(過去5年平均以上)</p>	<p>連携した緊急官報製造訓練を、東京工場及び内閣府で実施した(令和7年2月)。</p> <p>ロ 官報電子配信の安定稼働 官報配信システムについては、定期的な配信拠点(注1)の切替えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めた。</p> <p>また、インターネット版官報や官報情報検索サービスなどの官報の電子的手段による提供について、日常におけるシステムの稼働管理を確実に実施した。</p> <p>さらに、官報配信システムへの負荷軽減や掲載情報の不正利用防止への対応として、ウェブクローラ(注2)等の利用状況に関するモニタリングを行った(4月～令和7年3月)。</p> <p>以上の結果、官報情報検索サービス及びインターネット版官報のサービス稼働率は、100%となった。</p> <p>(注1) 配信拠点 官報電子配信のバックアップ体制の強化として平成29年度に官報配信システムを複数の拠点に設置</p> <p>(注2) ウェブクローラ ウェブ上の文書や画像などを周期的に検索・取得し、自動的にデータベース化するプログラム</p> <p>ハ インターネット版官報等の周知 官報情報検索サービスの操作講習会の開催や、各地方方法務局に官報普及用パンフレットの設置を行うなど、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動を行った(62件)。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地方方法務局と調整し、官報への法定公告掲載事例と官報情報検索サービスを紹介したパンフレットを継続設置した(50箇所：4月・7月・10月・令和7年1月)。 公立図書館が実施する講習会に、官報情報検索サービスの操作方法等の講師として職員を派遣した(7月1件、9月2件、10月1件、12月2件)。 「第47回お金と切手の展覧会」(広島県広島市)において、展示物等を用いて官報を紹介するとともに、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの操作方法や検索方法の実演を行い、その周知を図った(8月)。 「法の日フェスタ in 赤れんが」(注3)への参加に当たっては、事前に法務省担当者に対して、工場見学を通じて製造に係る 	<p>認証維持を達成するとともに、研修や職場内教育等を実施している。また、官報原稿の取次業務を行う委託業者に対しては、教育、指導を行うなど、情報管理の徹底を図ることにより、情報漏えいや紛失を発生させていない。</p> <p>省庁用官報原稿オンライン受付システムの利用促進のための各種取組の実施により、利用者の利便性の向上及び業務の効率化が図られている。また、利用者からの問合せ対応や利用していない各省庁に対して利用を促すなど、オンラインによる電子入稿の拡大に取り組んでいる。</p> <p>官報業務改革については、官報システム刷新のためロードマップを更新するなど、業務の効率化・省力化に向けて取り組んでいる。</p> <p>デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づく「電子官報の実現」に向けた取組については、内閣府からの要請を踏まえたシステム改修や、官報法の施行に向けた内閣府との調整等を着実に進め、施行日当日、閲覧障害等の発生なく電子化された官報の配信業務を確実に実施している。</p> <p>また、電子化された官報の利便性の向上・利活用の創出等の一環として、機械可読なデータ形式について調査を開始するなど、政府の電子化施策を踏まえた取組を実施している。</p> <p>Gビズインフォとの情報連携については、経済産業省と連携を図り、確実に実施している。</p> <p>法令データ共通化の検討については、デ</p>
--	--	---	--	--

	<p>③ 作業考査や点検等を通じて品質管理及び製造工程管理に取り組むとともに、訂正記事箇所数の削減に向けて関係部門間による訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進め、訂正記事箇所数が過去5年間の実績平均値(100ページ当たり)を100とした相対比率について、100以下となるよう取り組みます。</p> <p>④ 情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ・マネジメント・システム(ISMS)の運用・認証の継続を行いつつ、改ざん防止等の更なる措置を講じます。</p> <p>また、情報管理を徹底しつつ、インサイダー取引に関する研修等を実施し、官報の公開前情報の漏えいや紛失等の発生を防止します。</p>	<p>●100ページ当たり訂正記事箇所数の削減(過去5年平均以下)</p> <p>●ISMS認証の維持・更新の有無</p> <p>●情報漏えい・紛失発生の有無</p>	<p>取組や事業説明を実施するなど理解度向上に努めるとともに(7月)、当該イベントに参加し、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの紹介、操作方法等について実演した(10月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館を介した官報の広報活動の実施に当たり、図書館職員に理解と協力を求めることを目的に、オンサイト及びオンラインで開催される「第26回図書館総合展2024」に参加した(1件:11月)。 官報販売所が図書館で開催した「官報について」の講習会の実施に協力した(3件:6月・10月・令和7年2月)。 <p>(注3) 法の日フェスタ in 赤れんが 法の役割や重要性を考えるきっかけとなるよう、毎年、法の日週間(10月)に合わせ、法務省及び最高検察庁が開催するイベント</p> <p>ニ 訂正記事箇所数削減に向けた取組 作業考査や点検等を実施することにより、品質管理・製造工程管理に取り組んだ。また、訂正記事箇所数の削減に向け関係部門間による連絡会(官報正誤連絡会)を毎月開催し、訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進めた。これらの取組により、100ページ当たりの訂正記事箇所数は0.09箇所となり、過去5年間の実績平均値(0.16箇所)を下回った。</p> <p>ホ 公開前情報等の管理 東京工場において、情報セキュリティ・マネジメント・システム(ISMS)の運用及び情報管理意識の啓発並びに各種規程類に基づく情報管理の徹底を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISMSについては、外部審査機関の維持審査を受審し、認証を継続した(令和7年1月)。 ISMSに係る教育・訓練を実施した(4月:新規職員等研修、5月:実務研修、5月:リスク分析研修、6月:内部監査員研修)。 官報製造従事者等を対象にインサイダー取引等に対する意識の啓発と不正行為の未然防止を目的とした研修を行った(5月~6月)。 官報原稿の取次業務を行う委託業者(官報販売所等)に対するインサイダー情報を含む掲載前情報及び個人情報(以下「情報類」 	<p>デジタル庁と連携を図りながら、同庁の施策に協力している。</p>
--	---	---	--	-------------------------------------

	<p>⑤ 電子入稿については、利用者ニーズを把握しつつ、入稿期限の短縮等を目的とした完全原稿による入稿への協力要請を引き続き行うとともに、法制執務業務支援システム（注1）との連携や原稿受付システムを円滑に運用しつつ、必要に応じて入稿の方法や手続に係る改善を行い、その促進に努めます。</p> <p>なお、業務のデジタル化による作業の迅速化や業務の効率化を継続的に推進し、将来の官報システム刷新に係る検討・整理に取り組みます。</p>	<p>○電子入稿を行う者の拡大</p> <p>○作業の迅速化及び業務の効率化を図るための積極的な取組</p>	<p>という。)の適切な取扱いに係る研修等を実施した(5月・11月)。また、一部の委託業者を視察し、情報類の保管・管理状況及び作業状況の調査を行い、情報管理等が確実に行われていることを確認した(4月～令和7年3月:14箇所)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 官報の公開前情報の漏えいや紛失等の防止を目的に、作業考査や秘密管理点検(注4)を実施し、内部規程類に基づき作業が適正に実施されていることを確認した(作業考査:4月～令和7年3月。秘密管理点検:令和7年3月)。 なお、情報漏えい、紛失の発生はなかった。 <p>(注4) 秘密管理点検 リスク事案の対策や各種規程類の遵守状況を確認するために、官報部職員が実施する点検</p> <p>へ 電子入稿の推進 作業の迅速化や業務の効率化等を図るため、各省庁に協力要請を行うなど、電子入稿の推進を図った。 具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 省庁用官報原稿オンライン受付システム(注5)の利用者からの問合せに対応するとともに、システムの安定稼働に努めた。 省庁用官報原稿オンライン受付システムの利用実績がない各省庁に対して、積極的に利用を促した(6月・令和7年2月)。 <p>以上の取組により、令和6年度の電子入稿は、20,176件(令和5年度20,202件)であった。</p> <p>(注5) 省庁用官報原稿オンライン受付システム 政府共通ネットワーク上で、各府省庁等からの官報の原稿を電子的に受け付けることができるシステム</p> <p>ト 官報業務改革の実現に向けた取組 官報業務改革(BPR(注6))の実現に向けて、業務支援業者からの助言を受けつつ、電子官報の発行や法制事務のデジタル化に関する政府の動向を踏まえ、機械可読な官報データの提供に向けた技術調査や官報編集・配信のための新たなシステムの構築を検討、整理し、将来の官報システム刷新に向けたロードマップを見直した(4月～9月)。 また、見直し後のロードマップに基づき、法制事務のデジタル化への対応について検討を進めた(10月～令和7年3月)。</p>	
--	--	--	---	--

	<p>⑥ 「官報の発行に関する法律」(令和5年法律第85号)の成立を受けて、内閣総理大臣が発行する官報や書面官報等の国民への確実な提供に向けた課題解決に内閣府と連携して取り組みます。</p> <p>また、中長期的な課題である電子官報の在り方として、機械可読なデータ構造の実現についても検討・取組を進めます。</p>	<p>○契約情報・会社決算情報等の官報掲載情報のGビズインフォとの確実な情報連携</p>	<p>(注6) BPR 既存の業務プロセス全体を見直し、業務フローや組織、情報システムなどを再構築する考え方</p> <p>チ 「電子官報の実現」に向けた取組 官報法が令和5年12月に成立し、その施行日が令和7年4月1日と定められ、法律等に規定された掲載事項の再整理(注7)や官報配信業務の一層厳格な閲覧継続性の確保、プライバシー配慮等への対応が求められたことから、電子官報を実現するため、内閣府からの要請に基づき、運用上の見直し等に伴うシステム改修を行い、事前に試験運用期間を設けるなど配信準備に万全を期するとともに、内閣府との間で次に掲げる事項の整理等を着実に進めた。</p> <p>その結果、官報法の施行日当日、閲覧障害等の発生なく電子化された官報の配信業務を確実に実施した(4月～令和7年3月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府からの委託内容の整理 ・ 官報サービスセンター新設への対応 ・ 電子化された官報の体裁、新たな官報発行サイトの掲載事項や機能等の整理 ・ 書面官報の発行方法や、災害等の事情が生じた際の連絡体制の構築や頒布方法などの対応の整理 ・ 国立公文書館に保存する際の移管方法の整理 ・ 書面等による提供等の委託に係る手続の協力 <p>また、電子化された官報の官報法施行後における利便性の向上・利活用の創出等に関する取組の一環として、次のとおり機械可読なデータ構造の実現に向けた調査・検討を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の状況調査(10月) ・ 公文及び公告のデータ構造を把握するため、外部調査を行うこととし、それに向けて対象となる記事種別や調査項目等を精査するなど準備を進め、契約を締結(令和7年3月) <p>(注7) 掲載事項の再整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 告示を「法規的告示」と「その他告示」に区分 ・ 既存記事の公開期間設定 <p>リ Gビズインフォとの情報連携 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、経済産業省と連携を図り、官報掲載情報</p>	
--	---	--	---	--

	<p>また、法令データのデジタル正本の提供体制確立に向けた実証実験に参画し、法令データ共通化に対応するための新たなシステムの構築に取り組みます。</p> <p>(注1) 法制執務業務支援システム (e-LAWS)</p> <p>法令の所管府省庁が確認・認証した正確な法令データを確立し、法令原本として活用できるデータベースを行政及び国民等へ提供するシステム</p> <p>(注2) Gビズインフォ</p> <p>法人に関し各府省庁に分散して所在する公開情報を集約し、インターネットでオープンデータとして経済産業省が一元的に提供するサービス</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○非常時の対応を想定した作業体制の確保及び訓練の実施に努めたか。 ○訂正記事箇所数の削減に努め官報の正確かつ確実な発行に努めたか。 ○情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行ったか。 ○電子入稿の促進等による作業の迅速化や業務の効率化に取り組んだか。 	<p>とGビズインフォとの情報連携を確実に実施した(4月～令和7年3月)。</p> <p>ヌ 法令データ共通化の検討</p> <p>デジタル庁が実施している法令データのデジタル正本の提供体制確立に向けた実証実験について、情報共有や状況把握等を図りつつ、法令データ共通化の検討を進めた(4月～令和7年3月)。</p> <p>また、「官報フォーマットとの連携検討」(デジタル臨時行政調査会作業部会 法制事務のデジタル化検討チーム(第5回)「法制事務のデジタル化に向けた工程表(案)について」(令和4年5月13日))に適切かつ確実に対応するため、e-LAWS データを活用した官報紙面の自動組版を前提としたシステムを構築しつつ(8月)、サンプルデータを用いたシミュレーション等を実施した(9月～令和7年3月)。</p>	<p>以上のことから、「官報の編集・印刷」については、定性的な取組は事業計画における初期の目標を達成していると認められ、定量的な数値目標をすべて達成していることに加え、一部の定量的指標は対目標値120%以上を達成している。</p> <p>さらには、電子官報の実現に向けて、内閣府からの要請を踏まえたシステム改修や、当該法律の施行に向けた内閣府との調整等を着実に進め、施行日当日に電子化された官報の配信業務を確実に実施したことは顕著な成果であることから、当該項目の困難度が「高」であることを踏まえ、「S」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	---	---	--	---

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-(2)	その他の製品		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第4号、第5号、第6号、第8号及び第9号
当該項目の重要度・困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	売上高（百万円）	10,774	10,625	10,772	10,860	11,452
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	売上原価（百万円）	7,372	7,004	7,277	7,009	6,974
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	販売費及び一般管理費 （百万円）	745	758	861	910	1,961
								営業費用（百万円）	8,117	7,762	8,138	7,919	8,935
								営業利益（百万円）	2,657	2,863	2,634	2,941	2,517
								従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,205	4,179	4,130	4,170	4,073

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(2) その他の製品</p> <p>国会用製品等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。</p> <p>また、法案誤り等再発防止プロジェクトチームの議論を踏まえ、法律案の誤り防止について令和3年12月に策定した工程表に基づき、着実に取り組む。</p> <p>さらに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)や「デジタル行財政改革中間とりまとめ」(令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定)に基づき、デジタル庁が企画立案するベース・レジストリの整備・運用に関する連携に対応するなど、行政のデジタル化の進展に貢献する。</p> <p>なお、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わない。</p>	<p>(2) その他の製品</p> <p>① 国会用製品等の製品については、品質管理及び製造工程管理に取り組み、数量確認、進捗管理の徹底を図り、発注者との契約に基づく数量の規格内製品を納期までに確実に納入します。</p> <p>また、令和4年度に実施した編集・印刷システムの機能改善等により、法律案の誤りの防止に着実に取り組めます。</p>	<p>●受注数量製造率(100%)</p> <p>●納期達成率(100%)</p> <p>●保証品質達成率(100%)</p> <p>○工程表に基づく取組の確実な実施</p>	<p>(2) その他の製品</p> <p>イ 国会用製品等の確実な製造及び納入</p> <ul style="list-style-type: none"> 国会用製品等については、製品の確実な製造のために、作業考査や標準点検等の実施により、徹底した品質管理及び製造工程管理に取り組んだ。 また、発注者からの納期に係る要請に応え可能な限り短納期で納入するため、作業交流を実施するなどの柔軟な対応を図った。 これらの取組により、発注者との契約に基づき定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。 デジタル化の進展等による受注環境の変化に対しては、国会用製品のペーパーレス化に係る関係機関との綿密な情報共有を実施するなど、柔軟かつ適切に対応した。 <p>ロ 法案誤り等再発防止に係る対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度末に国会に提出された法律案の一部に誤りが判明し問題となったことから、内閣官房において府省庁横断的に立ち上げられたプロジェクトチームに参画し、第3回会合において提出した工程表に基づき、編集・校正作業者のスキルアップ等を図るとともに、令和4年度に導入した編集・印刷システムの機能強化に係るICTツールを適切に運用した(4月～令和7年3月)。 デジタル庁、総務省及び法務省におけるe-LAWSの法令データ整備のため、令和4年3月から開始した官報掲載情報の情報連携については、XMLデータ形式(注1)に加工を行い、定められた期日までに確実に納品した(4月～令和7年3月)。 政府が作成する法令案関係資料について、デジタル技術の活用が可能な環境を前提とした様式等への見直しを検討するため、各府省庁の課長級職員をメンバーとした会合が開催され、国立印刷局も参画した(8月～令和7年3月)。 <p>【法案誤り等再発防止プロジェクトチームの会合開催実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務者会合(第4回) 令和6年6月26日 <p>【法令案関係資料の見直しに関する関係府省庁等課長級会合開催実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 課長級会合(第1回) 令和6年8月8日 課長級会合(第2回) 令和6年9月25日 課長級会合(第3回) 令和6年10月30日 	<p><評定と根拠>評定：B</p> <p>国会用製品等については、作業考査や標準点検を実施することにより、品質管理及び製造工程管理の徹底に取り組むとともに、作業交流など柔軟な対応を図ることにより、発注者との契約に基づき納期までに規格内製品を確実に製造・納入している。</p> <p>発注者からの要請及びデジタル化の進展等による受注環境の変化に対して、柔軟かつ適切に対応している。</p> <p>なお、国会のペーパーレス化の進展についても、関係機関と情報共有を図るなど、柔軟かつ適切に対応している。</p> <p>また、法案誤りの再発防止に向けては、工程表等に基づく取組を確実に進めている。</p> <p>加えて、デジタル庁等の関係機関と連携を図りながら、令和7年度以降に国立印刷局が実施するアドレス・ベース・レジストリの運用業務の円滑な立上げに向けて、確実に準備を進めている。</p> <p>また、行政文書の電子化作業等へ協力するなど、行政のデジタル化の進展に適切に対応している。</p>

	<p>② デジタル庁が企画立案するベース・レジストリの整備・運用に関する連携や内閣府の要請に基づく機械可読なデータへの変換に係る検討に協力するなど、行政のデジタル化の進展等による受注環境の変化に的確に対応するとともに、製品の製造に当たっては、作業考査や点検等の実施を通じて、継続的な業務プロセスの改善に取り組みます。</p> <p>③ 「スキャナ等を利用して紙媒体の行政文書を電子媒体に変換する場合の扱いについて」(令和4年2月10日内閣府大臣官房公文書管理課長)等に基づき、財務省等が取り組む行政文書の電子化作業に協力します。</p>	<p>○デジタル庁との連携に対する確実な対応</p>	<p>(注1) XML データ形式 コンピュータで容易に処理できる二次利用可能な標準データ形式</p> <p>ハ ベース・レジストリの構築に係る対応 国立印刷局がベース・レジストリ(注2)を構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関する事項の技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を行うことについて規定された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第46号)が制定され、国立印刷局法の目的・業務範囲にベース・レジストリを構成するデータの加工等に関する事項が規定された(令和7年4月1日施行)。 また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)では、令和7年度以降、国立印刷局が住所・所在地関係データベース(アドレス・ベース・レジストリ)の運用業務を担うこと及び令和6年度はそのための準備行為を行うことが明記された。それらを踏まえ、アドレス・ベース・レジストリの運用業務について、デジタル庁との協議・調整を進めるとともに、同業務に必要なシステムの運用保守支援業者の調達や業務フローの整備など円滑な業務の立上げに向けて取り組んだ(6月～令和7年3月)。</p> <p>(注2) ベース・レジストリ 行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべき又は利活用可能なデータ群であって、行政機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性等の観点から信頼できる情報を基にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たすものとして、デジタル庁が指定するもの。デジタル社会形成基本法第31条に規定する「公的基礎情報データベース」に相当</p> <p>ニ 行政文書の電子化作業等への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政文書の電子化作業については、依頼のあった行政機関と契約を締結し、定められた期日までに完了できるよう作業を進めた結果、来年度の継続受注につながる事となった(4月～令和7年3月)。 関係省庁や地方自治体等に対して、電子化作業における国立印刷局の特性について、動画を活用しながら紹介するなど、積極的 	
--	--	----------------------------	--	--

	<p>なお、引き続き、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は行いません。</p>	<p><評価の視点> ○品質管理及び製造工程管理を徹底し、発注者との契約を確実に履行したか。</p>	<p>な働きかけを行った（6月～令和7年3月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府の保有するデータの提供促進に向けたアクションプラン（令和5年11月7日AI戦略会議）に基づき、内閣府、デジタル庁によるプロジェクトチームにオブザーバー参加するなど、内閣府の要請に基づく機械可読なデータへの変換に係る検討やデジタル庁が実施した調査研究事業「政府等保有データのAI学習データへの変換に係る調査研究」に協力した（4月～令和7年3月）。 <p>ホ 一般競争入札への参加 官公庁等が実施する一般競争入札には、参加しなかった。</p>	<p>以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	--	---

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-(1)	組織の見直し		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
給与水準の公表の有無	有	有	有	有	有	有	有		
(参考指標) 期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）		4,153人	4,197人	4,170人	4,116人	4,152人	4,057人	令和6年度末の常勤役職員の総数を原則、令和元年度末以下とする。	
(参考指標) 売上高人件費比率		41.4%	41.6%	42.4%	41.9%	38.2%	36.3%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績	
			業務実績	備考（進捗状況）
<p>III. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>国立印刷局は、行政執行法人として正確かつ確実に業務を遂行するため、業務の質を高い水準に維持しつつ、あわせて国民負担の軽減を図る観点から、引き続き効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、製造コストの引下げに努める必要がある。</p> <p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応</p>	<p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 組織の見直しについては、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう安定的な業務運営に配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら、組織の効率化に向けて取り組みます。</p>	<p>○適正な人員配置</p> <p>○組織の効率化（参考指標：期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）、売上高人件費比率）</p> <p>※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人国立印刷局の役職員の報酬・給与等について」中の「III 総人件費について」における「給与、報酬等支給総額」を</p>	<p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月26日閣議決定）に伴う影響と合わせて、令和5年度から導入された定年延長及び職員の高年齢化の進展による今後の大量退職の状況を踏まえつつ、設備投資や組織体制の見直しによる効率化、業務量、技術の伝承、年齢構成の不均衡の是正等を考慮の上、令和7年度に向けた人員計画を策定した（6月）。</p> <p>当該人員計画に基づき、令和7年度期首に向けて、業務量等に応じた適正な人員配置や組織の効率化を図るため、一部組織の改正を行った。</p> <p>また、再任用職員の希望調査、定年延長等の状況を踏まえつつ、将来的な人員推移に関するシミュレーションを実施し、令和8年度に向けた人員計画の策定に着手した（11月）。</p> <p>期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む。）及び売上高</p>	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>令和5年度から導入された定年延長及び職員の高年齢化の進展による大量退職が見込まれる状況において、業務の質を維持するため、設備投資や組織体制の見直し、また、業務量等に応じた人員配置を行うこと等による効率化を進め、人員数の抑制を図っている。</p> <p>令和6年度における給与水準については、一般職給与法適用国家公務員の給与を参酌しつつ、現行の給与水準を維持しており、ラスパイレス指数では、一般職給与法適用国家公務員より低い水準となっ</p>

じた適正な人員配置を行いながら組織の効率化に向けて取り組む。

② 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。

② 給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌し、引き続きラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣の定める様式により役職員の給与等の水準をホームページにおいて公表します。

いう。

○適正な給与水準の維持

●給与水準の公表の有無

<評価の視点>

○「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、組織の効率化に向け取り組んだか。

○適正な給与水準の維持に取り組んだか。

人件費比率（注）の実績については、下表のとおりである。

（注）売上高人件費比率＝人件費÷売上高

	期末常勤役職員数（参考指標）
令和6年度末	役員 7人
	一般職員 3,709人
	フルタイム再任用職員 341人
	合計 4,057人 （3.31付け退職者の305人を含む。）
令和5年度末	役員 7人
	一般職員 3,681人
	フルタイム再任用職員 464人
	合計 4,152人 （3.31付け退職者の158人を含む。）

	売上高人件費比率（参考指標）
令和6年度	36.3%
令和5年度	38.2%

② 令和6年度における国立印刷局役職員の給与水準については、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員（以下「一般職給与法適用国家公務員」という。）の給与水準と比較した年齢勘案のラスパイレス指数が、事務・技術職員では95.6（令和5年度：95.3）、研究職員では82.1（令和5年度：81.8）となった。総務省が策定する「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、ホームページで公表した（6月）。

ている。

以上のことから、「組織の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。

<課題と対応>
特になし。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
Ⅱ-1-(2)	業務の効率化	
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー —

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(参考指標) 経費率		88.7%	84.5%	85.4%	90.7%	90.8%	87.8%	令和2年度から令和6年度における経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下とする。
情報システム整備運用計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有	有	
調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施	○	○	○	○	○	○	○	
調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無	有	有	有	有	有	有	有	
契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
(参考指標) 障害者就労施設等からの調達の実施（件数及び金額） （令和6年度以降、一般競争入札案件を除く）		44件 9百万円	45件 9百万円	46件 10百万円	44件 9百万円	38件 10百万円	42件 7百万円	一般競争入札による実績 令和3年度 1件 3百万円 令和4年度 1件 3百万円 令和5年度 1件 3百万円 令和6年度 1件 3百万円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象として中期的な観点から設定した経費率(本局の移転に伴う費用及び研究開発費を除く)の	(2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、緊急時にも対応できる体制を維持しつつ、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象として中期的な観点から設定した経費率(本局の移転に伴う費用及び	○効率化に向けた業務の見直し ○業務の効率化の推進(参考指標:経費率(本局の移転に伴う費用及び研究開発費を除く))	(2) 業務の効率化について ① 経費率の低減及び情報システム関連機器の更新 イ 予算の適切な執行等によるコスト削減 令和2年度から令和6年度までの中期的な観点から設定した経費率の低減に向けて取り組んだ。 可能な限りのコスト削減努力を行うため、予算執行に係る管理方法を適切に実施するとともに、各室・部及び各機関と連携・調整を図り、令和6年度の経費率は87.8%となった。また、令	<評定と根拠> 評定:B 令和2年度から令和6年度までの経費率については、令和6年度において予算執行に係る管理を適切に実施し、コスト削減に努めたことにより、平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値を下回っている。

<p>低減目標の達成に向けて必要な取組を行う。</p> <p>また、業務のデジタル化を進めるとともに、電子政府推進の取組の一環として、情報システムに係る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。</p> <p>さらに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p>	<p>研究開発費を除く）（注）の低減目標の達成に向けて必要な取組を行います。</p> <p>業務のデジタル化に向けてペーパーレス化に取り組むとともに、情報システムのより効率的な活用による業務の効率化・迅速化を推進するため、情報システムに係る整備運用計画を策定し、当該計画に基づき情報システム関連機器の更新を実施します。</p> <p>また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行います。</p> <p>（注）経費率＝（売上原価＋販売費及び一般管理費－本局の移転に伴う費用及び研究開発費）／売上高</p>	<p>※経費率＝（売上原価＋販売費及び一般管理費－本局の移転に伴う費用及び研究開発費）／売上高</p> <p>●情報システム整備運用計画の策定の有無</p> <p>○業務のデジタル化等を踏まえた適時適切な情報システム関連機器の更新</p>	<p>和2年度から令和6年度までの実績平均値は87.9%となり中期的な目標（参考指標）（注1）を達成した。</p> <p>（注1）中期的な観点から参考となるべき事項として設定している令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とした、当該期間における経費率の目標（令和2年度から令和6年度までの経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値88.7%以下とする。）</p> <p>ロ 業務のデジタル化の取組 各種システムを活用し、ペーパーレス化を推進することにより、業務のデジタル化の取組を行った。 具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書管理システム等を活用し、法人文書の作成・保存・移管・廃棄までの手続をペーパーレスで行い、決裁に係る事務処理をデジタル化したことにより業務負荷を低減させるなど、業務の効率化を図った。 ・ 本局庁舎移転によるオフィスワーク改革に伴い、業務用PCのワイヤレス化や、打合せスペースに共用ディスプレイを設置するなど、会議・業務打合せ等における紙の使用を極力廃することでペーパーレス化の取組を推進した。 <p>ハ 情報システムに係る整備運用計画の策定等 情報システムの安定稼働や機能性・利便性の向上等を目的とした関連機器等の更新を円滑かつ確実に実施するため、情報システム整備運用計画を更新し（8月）、当該計画に基づき関連機器の更新等を行った。 なお、更新等を行った情報システムは、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業管理システム（更新）（6月） ・ 設備情報管理システム（更新）（12月） <p>ニ 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を踏まえた対応 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、整備運用計画をもとにPMO（注2）によるプロジェクトに対する適時支援、情報システムのライフサイクル全体を見通した投資対効果等の評価を実施することにより、情報システムの適切な整備及び管理を行った。</p> <p>（注2）PMO</p>	<p>文書管理システム等の運用や本局庁舎移転によるオフィスワーク改革により、法人文書に関する事務処理をペーパーレス化するなど、業務のデジタル化に取り組んでおり、業務の効率化を図っている。</p> <p>策定した情報システム整備運用計画に基づき情報システム関連機器等の新設・更新を計画的に実施することにより、各情報システムの機能性・利便性の向上による業務の効率化・迅速化の推進を図っている。</p> <p>PMOによるプロジェクトへの適時支援及び情報システムのライフサイクル全体を見通した評価を行うことにより、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を踏まえた適切かつ効果的な情報システムの整備及び管理に向け取り組んでいる。</p> <p>調達合理化については、合理化委員会による点検を受けつつ、着実に実施している。</p> <p>合理的な契約方式に変更した結果、各契約案件の当初提示額に対し価格交渉を行うことにより、経費の削減（合計197百万円）及び事務の合理化に寄与している。</p> <p>一者応札・一者応募の削減に取り組むなど、合理的な調達の推進を図っている。</p> <p>調達に関するガバナンスの徹底については、契約事務フローの点検を実施し、その結果に基づきマニュアルの改訂を行うなど、リスクの低減及び契約事務の適正化を推進している。</p>
--	---	---	---	--

<p>② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、国立印刷局が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表する。</p> <p>また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)に基づいた調達を行うよう努める。</p>	<p>② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、調達の合理化を推進します。公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、令和6年6月末までに「調達等合理化計画」を策定し、当該計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表します。</p> <p>また、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)の趣旨に基づき、中小企業者、障害者就労施設等及び母子・父子福祉団体等からの調達に努めます。</p> <p>なお、障害者就労施設等からの調達については、前年度の実績(ただし、一般競争入札案件を除く。)を上回るよう取り組みます。</p>	<p>●調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施</p> <p>●調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無</p>	<p>国立印刷局における情報化を総合的かつ計画的に推進するとともに、国立印刷局における情報セキュリティを確保するための体制</p> <p>② 調達等合理化計画の取組等</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、一般競争入札を原則としつつ、事務・事業の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保し、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和6年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画(以下「合理化計画」という。)を策定し、ホームページで公表した(6月)。</p> <p>合理化計画について、その策定に当たっては、調達等合理化・契約検証委員会(以下「合理化委員会」という。)の審議(5月)を経て、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検(6月)を受け、その点検結果をホームページで公表した(7月)。</p> <p>合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、「令和5年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の自己評価及び推進状況のフォローアップ」の実施状況について、合理化委員会において点検し(5月)、その点検結果を契約監視委員会において点検を受けた結果、了承された(6月)。</p> <p>合理化計画等に基づく具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 合理化計画に基づく取組</p> <p>(イ) 重点的な取組</p> <p>(合理的な契約方式による調達)</p> <p>A 技術審査を実施している原材料について、参入業者を拡大するため、技術審査に関する情報をホームページで恒常的に公表するとともに、種別ごとに対応可能な業者に対して、技術審査情報の周知を行い、技術審査への参加を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術審査情報の公表件数：68件(うち新たに公表した件数：5件) ・ 関係者への周知状況：電話等による周知50件 <p>B 技術審査を要しない原材料等の調達において、連続して契約相手方が同一となっている契約については、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施し、応募者が一者であった契約について、契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で随意契約を締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数：35件 ・ 当初提示額からの削減額：33百万円 	
---	--	--	---	--

		<p>●契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数（0件）</p>	<p>C 公募以外で随意契約とする案件については、その理由及び仕様内容を厳格に審査し、競争性のある契約に移行できないか検討し、競争性のある契約に移行することができない契約について、契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で随意契約を締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数：153件 ・ 当初提示額からの削減額：164百万円 <p>（一者応札・応募等に係る取組）</p> <p>A 契約案件ごとに、入札参加申込期間の十分な確保、情報開示の取組等を行い、入札参加可能と思われる業者に声掛け等を行った結果、前回一者応札・応募であった27件の契約が二者以上の応札・応募となった。</p> <p>B 契約監視委員会において、新規の随意契約及び2か年度連続して応札者又は応募者が一者しかない契約に関して点検を受けた結果、了承され、不適切な契約と認められたものはなかった（6月・12月）。</p> <p>なお、審議概要については内部の手続を得てホームページで公表した（7月・令和7年2月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規の競争性のない随意契約案件：11件（6月：8件、12月：3件） ・ 2か年度連続して応札者又は応募者が一者しかない契約案件：99件（6月：72件、12月：27件） <p>（その他の取組）</p> <p>コストの削減効果（適正な調達規模の確保、配送コストの勘案等）及び事務処理の効率化を考慮し、共同調達（10月：1件）及び一括調達（令和7年3月：3件）を実施した。</p> <p>（ロ）調達に関するガバナンスの徹底 （随意契約等に関する内部統制）</p> <p>合理化委員会において、新たに随意契約を締結する案件及び契約監視委員会規則の基準に該当する契約監視委員会において審議する事項に関して点検を受けた結果、以下の審議事項等について了承された（4月・5月・6月・11月・令和7年2月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規の競争性のない随意契約案件（事前点検）：7件 ・ 新規の競争性のない随意契約案件（事後点検）：11件 ・ 2か年度連続して応札者又は応募者が一者しかない契 	
--	--	--	---	--

		<p>○障害者就労施設等からの調達の実施（参考指標：件数及び金額（ただし、一般競争入札案件を除く））</p>	<p>約案件：99 件 （不祥事の発生の未然防止に係る取組）</p> <p>A 契約実務担当者として必要な知識・技能の付与、レベルアップを目的とした研修等を4回実施した（4月・5月・6月・10月）。</p> <p>B 契約事務フローの各プロセスに潜在するリスクについて、現行のリスクマネジメントが有効かつ効率的なものとなっているかの確認・検証を行い、課題に対する改善策を含め、「契約事務フロー点検表」として取りまとめ、本局及び各機関の契約担当部門に周知した（令和7年3月）。</p> <p>ロ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づく対応 （イ）官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく対応 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）に基づき、「令和6年度における独立行政法人国立印刷局の中小企業者に関する契約の方針」を策定しホームページで公表した（6月）。新規中小企業者については、各機関において近隣の新規中小企業者の契約への参加を促すなど、継続的に中小企業者の受注機会の増大に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額：10,136 百万円 <p>（ロ）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく対応 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）に基づき、「令和6年度における独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定しホームページで公表する（4月）とともに、障害者就労施設等から物品等の調達に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約件数：42 件 ・ 契約金額：7 百万円 <p>（ハ）母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法に基づく対応 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号）に基づき、母子・父子福祉団体から物品等の調達に取り組んだ。</p>	
--	--	--	--	--

<p>③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成27年12月16日付官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。</p>	<p>③ 極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱う国立印刷局の業務内容や偽造防止技術をはじめとする秘密情報の漏えい防止に配慮しつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託について検討します。</p>	<p>○民間への業務委託の検討</p> <p><評価の視点></p> <p>○業務の効率化に対する取組(経費率の低減、情報システム関連機器の更新)が進んだか。</p> <p>○調達等合理化計画の取組を着実に実施したか。</p> <p>○民間への業務委託の検討を行ったか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約件数：2件 ・ 契約金額：43千円 <p>③ 民間への業務委託の検討</p> <p>偽造防止技術を始めとする秘密情報の漏えい防止の観点から、既に民間への業務委託を実施している案件について、改めて取扱情報の確認、秘密情報の取扱いに関する委託業者への点検・確認を行う(4月～10月・令和7年3月)など、適正な業務委託を実施した。</p>	<p>以上のことから、「業務の効率化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
---	---	---	---	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
販売費及び一般管理費(研究開発費を除く)のうち、広告宣伝費及び運送費を除く費用について、前年度以下に抑制	前年度以下	6,389百万円	6,722百万円	6,676百万円				令和3年度までの指標
販売費及び一般管理費(研究開発費を除く)のうち、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費を除く費用について、前年度以下に抑制	前年度以下			5,859百万円	5,858百万円	5,971百万円		令和5年度までの指標
販売費及び一般管理費(本局の移転に伴う費用及び研究開発費を除く)のうち、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費を除く費用について、前年度以下に抑制	前年度以下					5,971百万円	5,969百万円	令和6年度の指標
経常収支率	100%以上	109%	108%	108%	105%	104%	110%	事業計画は105%以上
独立行政法人通則法に基づく情報開示	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項 国立印刷局は、基幹となる銀行券事業において、財務大臣が定める銀行券製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が日本銀行のみに限られるといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益	Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画			<評定と根拠> 評定：B

<p>の改善を図ることが難しい側面を有している。しかしながら、そうした制約の下にあっても、業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。</p> <p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保 (1) 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目について、可能な限り支出等の節減に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等により収支の改善を進め、経常収支率を100%以上とする。</p>	<p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保 (1) 業務運営の効率化に関する目標を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成します。 令和6年度の予算、収支計画及び資金計画は、以下のとおりです。</p> <p>原価管理の徹底により、原価情報や損益情報を迅速かつ正確に把握するとともに、事業別管理を行うことにより、事業別の収支や営業収支率を的確に把握・管理します。また、コスト意識の更なる向上に取り組み、費用の削減に努めるとともに、予算の執行管理を徹底し、予算の範囲内で可能な限り節減に努めます。 行政執行法人として、事業の継続性を確保し、事業基盤の強化を図るため、健全な財務内容の維持・改善に努め、利益を確保することにより、事業継続のための研究開発や設備投資を確実に実行します。 なお、「経常収支率」は、105%を見込みます。</p> <p>また、「販売費及び一般管理費」について、効率的な使用に取り組みま</p>	<p>○原価管理の徹底等によるコスト削減</p> <p>○原価管理等による事業別収支、営業収支率の把握、的確な管理</p> <p>○販売費及び一般管理費（本局の移転に伴う費</p>	<p>(1) 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保 イ 予算、収支計画及び資金計画の策定 業務の確実な実施、業務の効率化及び事業継続性の確保を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成した。また、令和6年度の事業活動の結果、営業利益は、7,035百万円となった。 なお、予算、収支計画及び資金計画に対する実績については、別表のとおりである。</p> <p>ロ 原価管理の徹底等 原価管理については、原価管理システムを用いて、月次の原価計算を遅滞なく確実に実施することで、原価情報を迅速かつ正確に把握した。また、原価差異発生状況及び発生要因を分析し、各工場への原価情報の提供によりコスト意識を浸透させつつ、効率的な製造等に取り組み、費用の削減に努めた。 さらに、コスト意識の更なる向上を図るため、中央技術系研修において、若年層に対し原価に関する講義（6月・7月）、また、関係職員に対する原価及び損益情報に関する教育研修（9月・令和7年1月）を行い原価管理に関する知識の付与を実施した。</p> <p>ハ 予算の執行管理の徹底 中期的な観点から設定した経費率の低減目標の達成に向けて、計画段階において、製品の製造に支障を来さない範囲において、修繕費等の経費の見直しを実施するとともに、その範囲内での執行に努めるなど、予算の執行管理の徹底を図った。また、収入予算についても、製品価格の改定に際しては事前に確認するなど、製品売上の状況を逐一把握し、適切な進捗管理を行った。</p> <p>ニ 事業別収支、経常収支率及び販売費及び一般管理費 原価管理及び予算の執行管理を徹底し、事業別収支の的確な把</p>	<p>業務の確実な実施や業務の効率化等を踏まえた予算、収支計画及び資金計画に沿って、予算の執行管理を徹底し、健全な財務基盤の維持・改善を図っている。</p> <p>販売費及び一般管理費（本局の移転に伴う費用及び研究開発費を除く）のうち、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費を除く費用は効率的な執行に努め、令和5年度実績額を下回っている。</p> <p>なお、採算性の確保を示す経常収支率については、修繕費等の経費の見直しにより、年度目標の100%以上及び事業計画における見込み105%に対して110%と上回っており、指標を達成している。</p>
--	--	--	---	---

<p>(2) 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく情報の開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たす。</p>	<p>す。さらに、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費以外の「販売費及び一般管理費」については、前年度以下に抑制するよう着実に取り組みます。</p> <p>(注) 虎ノ門二丁目地区再開発事業により、令和6年度に竣工を予定している業務棟への本局の移転に伴う費用及び研究開発関連経費は、販売費及び一般管理費から除くものとします。</p> <p>(2) 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく内容の情報開示を行うこととし、財務諸表について、財務大臣による承認後遅滞なく公表します。</p>	<p>用及び研究開発費を除く)の効率的な使用への取組(①広告宣伝費、②運送費、③情報システム関連経費、④①、②及び③を除く費用に分類し、各々の使用の効率性に係る検証等を行う)</p> <p>●販売費及び一般管理費 (本局の移転に伴う費用及び研究開発費を除く)のうち、上記④について、前年度以下に抑制</p> <p>●経常収支率(100%以上)</p> <p>●独立行政法人通則法に基づく情報開示(100%)</p> <p><評価の視点></p> <p>○事業別管理を行うことにより事業別収支等を的確に把握し、健全な財務内容の維持・改善が図られたか。</p> <p>○本局の移転に伴う費用、研究開発費、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費を除く「販売費及び一般管理費」について、前年度以下に抑制したか。</p>	<p>握及び経費の節減に取り組んだことにより、事業別の営業収支率は、銀行券等事業 107%、官報等事業 128%となった。</p> <p>また、販売費及び一般管理費について、四半期ごとに各費用の状況を把握するとともに、各室・部と必要性の精査及び調整を徹底するなど効率的な執行に努めた結果、販売費及び一般管理費(本局の移転に伴う費用及び研究開発費を除く)のうち、広告宣伝費、運送費及び情報システム関連経費を除く費用は 5,969 百万円となり、令和5年度実績額(5,971 百万円)を2百万円下回った。</p> <p>経常収支率については、経常収入が 79,394 百万円、経常支出が 72,104 百万円、経常収支率が 110%となり年度目標(100%以上)を上回った。</p> <p>(2) 財務内容の情報開示</p> <p>令和5年度の財務諸表について、財務大臣の承認後(6月)、遅滞なく、ホームページにおいて公表するとともに(6月)、独立行政法人通則法第38条第3項の規定に基づき、官報に公告した(7月)。</p> <p>なお、ホームページでの公表に当たっては、PDF形式の財務諸表等に加え、各種分析への活用が可能なエクセル形式で主要な財務データを公表することにより、国民への情報開示及び業務運営の透明性確保に取り組んだ。</p>	<p>以上のことから、「予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
---	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

令和6年度の当期純利益は7,625百万円であり、事業計画における予算に対して3,840百万円増加した。その主な要因は、郵便切手の受注数量増加による売上高の増加、研究開発費の減少による販売費及び一般管理費の減等によるものである。

なお、国立印刷局は、運営費交付金を受領せず、独立採算による運営を行っている。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績					
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		IV. 短期借入金の限度額 予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、180億円とします。 (注) 限度額の考え方 事業運営に必要な運転資金額として年間売上高の約3か月分を見込んでいます。		該当はなかった。	<評定と根拠> 評定：— <課題と対応> 特になし。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 豊島敷地及び豊島宿舎（地番：東京都北区豊島四丁目2番24、2番32）について、売却により処分するとともに、売却収入の国庫納付に向けて取り組みます。		豊島敷地及び豊島宿舎（地番：東京都北区豊島四丁目2番24、2番32）については、令和元年度以降、土壌汚染調査や地方公共団体に対して用地の取得意向に係る照会をするなど、資産価値向上のため敷地と宿舎の一体処分に向けて取り組んできたところ、一般競争入札を経て売却による処分をしたことを踏まえ（令和6年3月）、国庫納付に向けた手続を適切に進めるとともに、売却収入を国庫納付した（令和7年3月）。 国庫納付額：2,185百万円 減 資 額：1,089百万円	<評定と根拠> 評定：B 豊島敷地及び豊島宿舎について、令和元年度以降、土壌汚染調査や地方公共団体に対して用地の取得意向に係る照会をするなど処分に向けて取り組んできたが、取得意向がなかったため、一般競争入札を経て売却による処分をしたことを踏まえ、国庫納付に向けた手続を適切に進めるとともに、売却収入を国庫納付により財政貢献している。 以上のことから、「不要財産の処分」については、令和元年度以降その処分に向けて取り組んできたことに加え、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。

				<課題と対応> 特になし。
--	--	--	--	------------------

4. その他参考情報				
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。				

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	<p>VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>現時点では、Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する予定はありません。</p>		<p>平成30年度及び令和2年度に神奈川県小田原市に一部譲渡した小田原工場集水路敷地の残地に関して、引き続き、譲渡に向けて小田原市と協議を進めた結果、その全部（地番：神奈川県小田原市鬼柳字籠場641番2外）につき譲渡の依頼を受けたことから、譲渡に向けた手続を適切に進め、令和6年12月に財務大臣の認可を得て、令和7年3月に譲渡した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>事業計画において予定していなかった重要な財産の譲渡について、小田原市からの譲渡依頼に対して、適切に手続を進め、譲渡している。</p> <p>以上のことから、「重要な財産の譲渡」については、適切に対応していることを踏まえ、「B」と評価する</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>

4. その他参考情報
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p> <p>特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(1)	内部統制に係る取組		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. ガバナンス強化に向けた取組</p> <p>平成27年4月の独立行政法人通則法の改正等により、ガバナンス強化の観点から、主務大臣である財務大臣による監督命令や監事の機能強化等が措置されたところである。</p> <p>国立印刷局は国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造している法人であり、職員は高い倫理意識を求められる国家公務員であることを踏まえ、理事長のトップマネジメントの下、以下の各般の取組を通じ、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>(1) 内部統制に係る取組</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成26年11月28日</p>	<p>VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. ガバナンス強化に向けた取組</p> <p>国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造し、職員は高い倫理意識を求められる国家公務員であることを踏まえ、国立印刷局には、強固な内部統制やセキュリティが求められることから、独立行政法人通則法をはじめとした法令に適合することを確保するための体制その他国立印刷局の業務の適正を確保するための体制等を適切に運用し、理事長のトップマネジメントの下、内部統制の充実・強化に取り組みます。</p> <p>(1) 内部統制に係る取組</p> <p>内部統制については、整備した統制環境の下、組織全体で垂直的統制や相互けん制等を有効に機能させる</p>	<p>○内部統制の推進に関する規程等に定められた事項の適正な実施</p>	<p>(1) 内部統制に係る取組</p> <p>イ 内部統制の推進</p> <p>業務方法書に定めた業務の適正を確保するための体制を適切に運用した。また、業務プロセス改善の必要が認められるものにつ</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>内部統制に係る取組については、業務方法書に定める内部統制の推進に関する事項等を着実に実施している。</p>

<p>付総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施する。また、各種の業務プロセスについて、不断の見直しに取り組む。</p>	<p>ことにより実効性を高めるとともに、独立行政法人国立印刷局業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施します。また、各種の業務プロセスについて、不断の見直しに取り組めます。</p>	<p>○内部統制の推進に関する規程等の必要に応じた見直し</p>	<p>いては不断の見直しを行うなど、PDCA サイクルを確実に機能させることにより内部統制の推進に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立印刷局内部統制推進規則に基づき、理事長を委員長とする内部統制推進委員会において、令和5年度業務実績に関する自己評価（6月）、令和7年度事業計画（令和7年2月）や中期設備投資計画（令和7年2月）など、内部統制に係る重要事項について審議した。 理事長及び理事が各機関の幹部職員から会議等の場を通じて、各機関の内部統制上の課題及びその取組状況等を確認した（4月～令和7年3月）。 <p>ロ 報告・相談等の徹底に向けた取組</p> <p>業務における上司・部下間の報告・相談等の重要性について、「報告・相談等の確実な実施に向けた基本方針」（平成30年6月）等に基づき、理事会、内部統制推進委員会、運営会議等の会議の場において、理事長、理事、本局各室・部長及び機関長と認識統一を図りつつ、継続的なPDCAサイクルによる職員の意識啓発に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事が、自ら各機関に出向き、各機関の幹部と意見交換を行い、報告・相談等の徹底に向けた取組状況及びその課題を確認した（4月～令和7年3月）。 研修や説明会等の機会を捉えて、各機関において、報告・相談等の重要性等について意識啓発を行った（6月～10月）。 リスク・コンプライアンス統括責任者（担当理事）と工場職員との面談を実施し、工場における内部統制の強化や報告・相談等の徹底等について意見交換等を行った（11月）。 全職員を対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、上司と部下のコミュニケーションの状況や報告・相談等に対する意識の浸透度等について調査を行った（10月）。 エスカレーション・ルール及び報告・相談等について、ITツール等を活用した様々なコミュニケーションを通じて適切なタイミングで報告・相談等を行うことは、国立印刷局の組織文化として定着させる必要があることから、内部統制に係る取組を継続的に実施していくため、令和7年度における実施計画を策定した（令和7年2月）。 <p>ハ 内部監査の実施</p>	<p>また、業務プロセス改善の必要が認められるものについては、不断の見直しを行うとともに、関係部門間の情報共有、上司・部下間の報告・相談等の更なる徹底を始めとする内部統制の推進に向けた継続的な取組を実施している。</p> <p>内部監査については、毎年度監査事項を選定し、計画どおり監査を実施することにより、組織内におけるモニタリング機能を的確に果たしている。</p>
---	---	----------------------------------	---	--

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○内部統制の推進に関する事項を適正に実施したか。 ○内部監査を適正に実施したか。 ○各種業務プロセスについて、不断の見直しに取り組んだか。 	<p>国立印刷局の経営諸活動の全般にわたる管理及び運営の状況について、内部統制機能の妥当性及び有効性、業務運営の確実性及び効率性並びに財務会計事務の正確性及び合規性の視点から、監査事項を選定し、内部監査を実施した。</p>	<p>以上のことから、「内部統制に係る取組」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	---	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(2)	コンプライアンスの確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(2) コンプライアンスの確保 コンプライアンスの確保に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。	(2) コンプライアンスの確保 職員に対する研修や講演会の実施等の啓発活動を通じて、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組みます。具体的には、役員と職員との座談会や意識調査を通じて、コンプライアンスに対する継続的な意識付けの徹底を図ります。また、コンプライアンス週間を設定し、各種意識啓発活動を実施することで、職員のコンプライアンスに対する更なる意識の向上を図るとともに、社会経験の少ない若年層職員に対してはその意識の徹底を図ります。これらを通じて、業務上の不正・不法行為等による重大事象が発生しないよう取り組むとともに、発生時には的確に対応します。また、法人文書管理に関するコンプライアンスの確保のため、法人	○コンプライアンス確保に向けた確実な取組 ○コンプライアンス違反発生時の的確な対応 ●業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数（0件）	(2) コンプライアンスの確保 イ コンプライアンスの確保に向けた取組 リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づく取組を着実に実施することにより、職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 (イ) 意識啓発活動の実施 ・ コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組の効果を把握するため、全職員を調査対象として実施した「コンプライアンスに関する職員意識調査」の令和5年度調査結果等について、各機関を巡回し、管理監督者を対象とした説明会を実施した（5月～6月）。 ・ コンプライアンス週間を設定し、外部講師による講演会及び国立印刷局コンプライアンス・マニュアル等を活用した職場内ミーティングを実施したほか、意識啓発ポスターを作成し各職場に掲示した（7月）。 ・ リスク・コンプライアンス統括責任者（担当理事）と機関の代表者との間において、コンプライアンス座談会を実施した	<評定と根拠> 評定：B コンプライアンスの確保に向けた取組については、意識調査及び座談会を実施し、職員への意識付けを行うなど、計画の着実な実施に取り組んでいる。 法人文書管理に関するコンプライアンス確保のため、各種研修による法人文書管理に関する意識の啓発、法人文書監査の実施等、法人文書管理の再徹底に関する取組を確実に実施している。 職員の非違行為の発生防止や良好な職場環境の確保等を図るため、職員との個別面談や管理者を対象とした定期監察等の取組を実施した結果、職員の意識啓発が図られている。

	<p>文書管理の再徹底に引き続き取り組みます。</p>		<p>(小田原工場：9月)。</p> <p>(ロ) 研修の実施 コンプライアンスに関する研修について、対象となる職員全員に対して実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク・コンプライアンス・リーダー（本局の総括官・工場の課長等）に対して、コンプライアンスに関する必要な知識を付与するため、外部講師による研修を実施した（7月）。 ・ 各階層別研修において、コンプライアンスの推進に関する講義を行った（採用時研修、作業長研修、副係長研修、監督者育成研修Ⅰ、監督者研修、管理者研修の6研修において計8回実施）。 ・ コンプライアンス、公務員倫理等に関する知識を付与し、継続的に公務員としての意識の醸成に努めることを目的に「コンプライアンス意識向上研修」を実施した（7月～12月）。 <p>(ハ) その他の活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスに関する事例とその解説を記載した「コンプライアンス便り」等を作成・配布し、各機関において活用を図った。 ・ 「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し（10月）、職員のコンプライアンスに関する理解度や職場におけるコミュニケーションの状況等に関する調査結果を集計・分析し、令和7年度以降の取組に反映するため、関係部門と当該分析結果を共有し、改善すべき事項を整理した。 ・ コンプライアンスに関する職員の相談窓口及び内部公益通報受付窓口として設置している「コンプライアンス・ホットライン」について、窓口設置の趣旨、連絡先等を、各機関を巡回し、管理監督者を対象として説明するとともに、階層別研修実施時の説明、コンプライアンス便りへの掲載（毎月）等を通じて、職員への周知徹底を図った。 ・ 令和3年度に作成したコンプライアンスの基本方針、コンプライアンス・ホットラインの連絡先等を記載した三角スタンドについて、継続して設置した。 <p>ロ 法人文書管理の再徹底に向けた取組 法人文書管理の重要性の再徹底を図るため、各種取組を進めた。具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任の管理監督者に対して、制度、対応方法等の法人文書に関する研修を実施した（6月～7月）。また、本局及び各機関の文書管理部門の職員に対して、文書実務の基本的事項について 	
--	-----------------------------	--	---	--

			<p>の実務研修を行った（9月）。さらに、機関長を含む管理監督者及び文書を取り扱う全職員を対象に法人文書に関する研修を実施した（12月～令和7年1月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書点検整理週間（9月～11月）における法人文書の廃棄に当たっては、あらかじめ、各機関において、管理監督者等の複数人が廃棄すべき文書を確認して廃棄した。 本局及び各機関に対して、法人文書監査を実施し、法人文書の管理状況が適正であることを確認した（12月～令和7年3月）。 <p>ハ 服務監察の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の服務監察の基本方針及び服務監察計画を策定するとともに、服務監察業務を円滑に遂行するため、各機関の監察官等による「監察官等打合せ会」を開催し、令和6年度の実施計画や職員との個別面談等について説明を行った（4月）。 令和6年度服務監察計画に基づき、首席監察官等が各機関を巡回し、管理者を対象に服務監察体制、令和6年度の実施計画等について説明を行った（4月～5月）。 <ul style="list-style-type: none"> あわせて、非違行為の発生防止に関する取組として、管理者を対象に令和5年度における定期監察及び職員との個別面談の結果並びにハラスメントの防止等について首席監察官による講話を行った（4月～5月）。 令和3年度から令和5年度に実施した個別面談の結果を踏まえ、質問項目等の見直しを行った上で、令和6年度及び7年度の2年間で全職員との面談を行うこととし、令和6年度においては全対象者の約半数となる50歳以下の職員を対象として、職員との個別面談を実施した（5月～9月）。 <ul style="list-style-type: none"> あわせて、令和6年度の新規採用職員に対する個別面談について、採用から一定程度業務経験を積んだ時期に実施した（令和7年1月～令和7年2月）。これにより、令和6年度においては、1,905名の職員に対し個別面談を実施した。 定期監察の趣旨、実施方法等について、管理者（定期監察対象者）の理解を深めるため、各機関において首席監察官等による管理者を対象とした説明会を開催し、ハラスメント防止等に関する意識啓発を図るとともに、監察官等に対し、令和6年度上半期における個別面談の実施結果の説明及び定期監察の実施に向けた打合せを行った（9月～10月）。 部下職員の服務管理及び問題点の把握状況並びに部下職員に対する指導状況を確認することを目的に、定期監察（予防監察） 	
--	--	--	---	--

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンスの確保に取り組んだか。 ○業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生を防止したか。 	<p>として、人事異動時のサービス管理に関する引継ぎ状況の確認を行い、適切に引継ぎが行われていることを確認した（6月）。</p> <p>また、定期の予防監察として、管理者（150名）を対象とした面談を実施した（11月～12月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハラスメントの防止やインターネット等の利用に関する意識啓発を図るため、各機関の30歳以下の若年層職員を対象に研修を行った（令和7年1月～令和7年2月）。 <p>なお、業務上の不正・不法行為等による重大事象及びコンプライアンス違反の事象は発生しなかった。</p>	<p>以上のことから、「コンプライアンスの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	---	---	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）</p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(3)	リスクマネジメントの強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
リスクマップ等の策定及び見直し	有	有	有	有	有	有	有	有	
防災訓練計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	
防災訓練の確実な実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(3) リスクマネジメントの強化</p> <p>① 部門ごとに潜在するリスクについて把握・評価を行い、想定し得るリスクについて、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、不断に対策を改善し、リスク管理を徹底する。</p>	<p>(3) リスクマネジメントの強化</p> <p>① 部門ごとに潜在するリスクを把握・評価した上で、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、その実施状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善するなど、リスクマネジメントの強化に取り組みます。</p> <p>リスク発生時には、リスク情報の迅速な把握及び報告を行うなど、確実に対応します。</p>	<p>●リスクマップ等の策定及び見直し</p> <p>○リスクマネジメントの強化の取組</p>	<p>(3) リスクマネジメントの強化</p> <p>① リスク管理の取組</p> <p>リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づき、取組を着実に実施することにより、リスクマネジメントの強化に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 潜在するリスクについて、部門ごとに業務フロー等を基にして把握・評価し、特に重大な潜在リスクについては発生防止又は発生時の被害低減に向けて、リスク・コンプライアンス委員会での審議を経て、リスクマネジメント実行計画を策定し、国立印刷局全体で管理した。 リスクマネジメント実行計画について、その取組状況を四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会で報告する（8月・10月・令和7年2月・令和7年3月）とともに、必要に応じて見直しを図り、令和7年度のリスク管理・コンプライアンス推進実施計画に反映した（令和7年3月）。 労働基準監督署からは是正勧告を受けたことなどのリスク事案 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>業務フロー等を基に潜在リスクの把握及び評価を行い、特に重大な潜在リスクについては発生防止又は被害低減のための実行計画を作成し、的確なリスク管理に取り組んでいる。</p> <p>リスク事案発生時には、迅速に状況を把握及び報告するとともに、再発防止策の実施、各機関における情報共有等、確実に対応している。</p> <p>防災週間及び秋春火災予防運動において、各種防火防災訓練（延べ226件）を実施し、多数の職員が参加（延べ15,214人）することで、職員の防災意識の高揚に取り組んでいる。</p>

<p>② リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合にも確実に対応することができるよう、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図るとともに、防災訓練計画を策定し、確実に実施する。</p>	<p>② 地震などの大規模災害発生時における被害軽減と円滑な復旧を図るため、防災訓練計画を策定し、安否確認訓練や初動対応訓練等を確実に実施します。</p> <p>また、国立印刷局事業継続計画（BCP）について、役職員の感染症り患や不測の災害が生じた場合にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、教育・訓練や点検を実施し、必要に応じて見直しを行うなど、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図ります。</p>	<p>●防災訓練計画の策定の有無</p> <p>●防災訓練の確実な実施（対計画 100%）</p> <p>○BCM の適切な運用</p>	<p>発生時においては、独立行政法人国立印刷局リスク管理及びコンプライアンス推進規則等に基づき、リスク情報の迅速な把握及び報告、再発防止策の実施、各機関における情報共有を行うなど、確実に対応した。</p> <p>② 防災管理の取組及び事業継続マネジメントの運用状況</p> <p>イ 防災訓練の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災週間に合わせて、各機関において防災訓練計画を策定し、当該計画に基づき、地震対策マニュアルに基づく初動対応訓練、避難訓練、情報伝達訓練、安否確認訓練、モバイル機器を活用した報告訓練等の各種訓練を行うとともに、消防設備・備蓄品の点検を行うなど、計画した全ての取組を確実に実施した（8月～9月）。 各機関において入替えにより役割を終えた災害用備蓄食品（6,801食分）について、食品ロス削減、生活困窮者支援等の観点から、機関所在の都県のフードバンク団体等へ提供した（6月・9月～11月・令和7年1月～令和7年3月）。 各機関において、秋春火災予防運動の機会を活用し、緊急地震速報訓練、初期消火・応急救護訓練、夜間避難訓練等の各種訓練を行うとともに、火災予防教育を実施した（11月・令和7年3月）。 <p>ロ 事業継続マネジメントの運用状況</p> <p>国立印刷局事業継続推進規則等に定める事業継続マネジメントの推進体制の下、国立印刷局事業継続計画（地震等対応及び新型インフルエンザ等対応）等に基づき、教育・訓練等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに任命された管理監督者に対して国立印刷局の事業継続の概要について教育研修を行った（6月～7月）。 本局において、国立印刷局事業継続計画等で定めている各対策班を対象に、被災からBCP発動までの一連の対応に係る連携確認を目的とした机上訓練を実施した（9月）。 各工場において、防災訓練と連動し、施設・設備等の被災状況の確認・報告に係る事業継続に係る訓練を実施した（9月）。 本局及び東京工場において、内閣府と連携した緊急官報製造訓練を実施した（8月・令和7年2月）。 本局において緊急官報の発行要請に確実に対応するための参集訓練を実施した（10月・11月）。 管理監督者と一般職員の役割に応じて国立印刷局事業継続 	<p>事業継続に関する教育・訓練を行うとともに、国立印刷局事業継続計画（地震等対応及び新型インフルエンザ等対応）の点検及び必要な見直しを行うなど事業継続マネジメントの適切な運用を図っている。</p>
--	--	--	--	---

		<p><評価の視点> ○リスクマネジメントの強化に取り組んだか。</p>	<p>計画に関する職員教育を実施した（9月）。 ・ 教育・訓練等の実施結果を踏まえ、国立印刷局事業継続計画の点検及び必要な見直しを行った（令和7年3月）。</p>	<p>以上のことから、「リスクマネジメントの強化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	---	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載） 特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(4)	個人情報の確実な保護等への取組		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
個人情報漏えいの発生件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(4) 個人情報の確実な保護等への取組 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、確実に対応する。	(4) 個人情報の確実な保護等への取組 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、研修を通じて職員へ制度内容等の周知・徹底を図るとともに関係規程に基づく点検等を行うことにより、個人情報の漏えいを防止します。また、保有個人情報の開示請求や情報公開請求等に確実に対応します。	○個人情報保護及び情報公開への確実な取組 ●個人情報漏えいの発生件数(0件)	(4) 個人情報の確実な保護等への取組 イ 研修等の確実な実施 ・ 保有個人情報の適切な管理を目的として、各機関の管理者及び実務担当者を対象として、対面及びオンラインによる研修を実施した(5月)。 ・ 保有個人情報及び法人文書の適切な管理を目的として、各機関において、関連規程に基づく自主点検を実施した(9月～10月)。また、個人情報監査を実施し、個人情報の管理状況が適正であることを確認した(令和6年12月～令和7年3月)。なお、個人情報の漏えいはなかった(令和5年度:0件)。 ロ 開示請求等への確実な対応 ・ 23件の情報公開請求(令和5年度:18件)について、情報公開に係る関係規程に基づき、開示決定等を行った。また、2件の保有個人情報に関する開示請求(令和5年度:0件)について、個人情報保護に係る関係規程に基づき、不開示決定を行った。 ・ 個人情報の保護に関する法律第5章第5節の規定に基づき、ホームページを通じて、匿名加工情報に関する提案の募集を行	<評定と根拠> 評定:B 個人情報の保護等に関する研修を行うとともに、自主点検を実施し、個人情報の漏えい防止等に取り組んでいる。 情報公開請求等に対して、情報公開等に係る関係規程に基づき、適切に対応している。

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○制度内容の周知徹底や関係規程に基づく点検等により、個人情報の漏えい防止に取り組んだか。 ○情報公開請求等に対して適切に対応したか。 	<p>った（8月）。</p>	<p>以上のことから、「個人情報の確実な保護等への取組」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	--	----------------	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）</p> <p>特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(5)	情報セキュリティの確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
情報セキュリティ計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	
情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
情報セキュリティ教育の実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(5) 情報セキュリティの確保</p> <p>政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大事象を発生させない。</p>	<p>(5) 情報セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティに係る脅威の増大及び国立印刷局の取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。</p> <p>具体的には、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、情報システムの管理及び情報セキュリティの確保に関する規則等の確実な運用及び情報セキュリティ対策推進計画の策定を行います。当該計画に基づき、外部から取得した情報は厳重に取り扱うとともに、他</p>	<p>●情報セキュリティ計画の策定の有無</p> <p>○情報セキュリティ対策の確実な実施・運営</p>	<p>(5) 情報セキュリティの確保</p> <p>イ 情報セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティの確保に関する規程等の確実な運用を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定し(令和6年3月)、当該計画に沿って、不正アクセスの防止等情報セキュリティの確保に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル統括アドバイザーを交えた CSIRT (注) 定例会を毎月1回開催し、国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムにおけるセキュリティ対策の状況や新技術の動向等について情報を共有した。 <p>(注) CSIRT</p> <p>情報セキュリティに関する障害・事故等が発生した際又はその可能性を認知した際に、被害拡大防止や早期復旧等を行うための体制</p>	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>情報セキュリティを確保するため、CSIRT 定例会の開催や、内閣サイバーセキュリティセンター等からの情報に基づいた不審なメールアドレス及び URL の遮断の実施等、情報セキュリティ対策を着実に実施している。</p> <p>情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報セキュリティに関する教育・研修を確実に実施し、職員の情報セキュリティに関する意識、知識の向上に取り組んでいる。</p> <p>重大事象の発生防止を図るため、情報シ</p>

	<p>で発生した事例等も踏まえた情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保を図るため、情報セキュリティ遵守事項の自己点検やシステムのぜい弱性検査等に取り組みます。</p> <p>また、情報セキュリティ対策推進計画に沿った教育実施計画を策定し、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。</p> <p>これらの取組により、情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生を防止するとともに、発生時には的確な対応を行います。</p>	<p>●情報セキュリティ教育の実施（対計画 100%）</p> <p>●情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数（0件）</p> <p>○情報セキュリティ対策の不備による重大事象</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内閣サイバーセキュリティセンター等から得られた不審メール及び不正プログラムの注意喚起情報を基に、不審なメールアドレス及び URL の遮断を適時実施した。また、ソフトウェアのぜい弱性情報を各情報システムの所管部門に適時共有し、システムごとに重要度や外部接続等の環境面も考慮した上で、優先順位を付けて適時更新プログラムを適用し、国立印刷局ネットワークシステム等における情報セキュリティの確保を図った。 <p>ロ 情報セキュリティ教育の実施</p> <p>情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し（令和6年3月）、当該計画に沿って、教育・訓練を実施した。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員を対象とした情報セキュリティに関する基本事項及び SNS 利用時の留意事項に関する教育を実施した（4月）。 各情報システムの所管部門等を対象とした情報セキュリティ関連規程に関する教育を実施した（5月）。 情報システム管理担当者等を対象としたリスクアセスメント研修を実施した（6月）。 全職員を対象とした国立印刷局情報セキュリティハンドブック（第6版）等を活用した情報セキュリティ教育を実施した（6月～8月）。 インターネットメール利用者を対象とした標的型攻撃メール対応訓練を実施した（令和7年1月～令和7年2月）。 情報セキュリティ確保のための自己点検について、全職員を対象とした点検と情報システム管理者、利用管理者及び管理担当者を対象とした点検を実施した（12月～令和7年2月）。 全役職員を対象としたデジタル統括アドバイザーによる情報セキュリティ講話を実施した（令和7年2月～令和7年3月）。 CSIRT 職員を対象とした情報セキュリティインシデント対応訓練を実施した（9月～令和7年2月）。 <p>ハ 情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生防止及び発生時の的確な対応</p> <p>重大事象の発生防止を図るため、監査、点検、リスクマネジメント等、各種情報セキュリティ対策に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システム監査細則に基づき、電子文書管理・電子決裁シ 	<p>システムに対するリスク分析・評価を実施するとともに、情報システム監査細則に基づき監査を実施している。</p> <p>また、標的型攻撃メール訓練の実施等、情報セキュリティの更なる強化に向けた取組を推進している。</p>
--	---	--	---	---

		<p>発生時の的確な対応</p> <p>※「重大事象」とは、情報システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス又はその疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう</p> <p><評価の視点></p> <p>○政府機関等における情報セキュリティ対策に基づいた情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組むとともに、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施したか。</p>	<p>システムに対して外部業者による情報システム監査を実施した（9月～令和7年1月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システムの委託業者に対し、情報セキュリティ対策の実施状況について、書面確認及び現地確認を実施した（7月～12月）。 情報システムのリスク分析・評価を実施し（7月）、それぞれのリスク対策内容を確認した上で、必要に応じて再評価を行い、新たなリスク対策の要否を検討する等、リスクマネジメントに取り組んだ（8月～11月）。 機械制御用パソコンに対する不正プログラム検査を実施した（4月～令和7年3月）。 インターネットに接続する国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムに対して、外部の専門業者による弱い弱性検査を実施した（7月～8月）。 国立印刷局ホームページの問い合わせフォームに対する不正な入力を確認された（11月・令和7年2月・令和7年3月）。状況等の調査の結果、情報漏えいやシステム障害は発生していないことを確認した。 <p>なお、同行為が再び行われても被害は発生しない仕組みであるが、万全を期すため、不正コマンドの実行やホームページの改ざん防止強化に有効な手段について検討を進めた。</p> <p>以上の監査、点検等を実施し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策に取り組んだ。その結果、情報システムにおけるデータの改ざんや情報漏えい等は生じなかった。</p>	<p>以上のことから、「情報セキュリティの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p> <p>特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(6)	警備体制の維持・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(6) 警備体制の維持・強化</p> <p>製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。</p>	<p>(6) 警備体制の維持・強化</p> <p>製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行います。また、外部要因による突発的な事件・事故に対しても適切に対応を図ることができるよう、訓練を実施します。</p>	<p>○警備に関する計画の着実な実施及び見直し</p> <p>○外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応</p> <p><評価の視点></p> <p>○警備に関する計画を着実に実施するとともに、外部要因による突発的な事件・事故に対して対</p>	<p>(6) 警備体制の維持・強化</p> <p>イ 警備に関する計画に基づき、製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、研修センター、東京工場、小田原工場、静岡工場及び岡山工場の各種警備装置について、順次更新した。</p> <p>ロ 外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力向上を図るため、各機関で策定した防犯訓練計画に基づき、毎月、構内への不法侵入など実際に起こり得る犯罪を想定したシミュレーション訓練（机上訓練・実技訓練）等の防犯訓練を実施した。また、警備職員と外部委託警備員との連携訓練（5月・6月・8月・9月・11月・12月）や所轄警察署との合同訓練等（6月～7月・10月・12月・令和7年1月・令和7年2月）を実施した。</p> <p>なお、新様式券発行に当たり、所轄警察署の協力のもと、各機関の門扉付近に「特別警戒実施中」の立て看板（所轄警察署長と連名）の掲出等を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>警備装置の更新については計画的に実施している。</p> <p>構内への不法侵入などを想定したシミュレーション訓練等の実施や警備職員と外部委託警備員との連携を強化することにより、外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力の向上を図っている。</p> <p>また、所轄警察署との合同訓練等を実施し、警察との連携強化を図っている。</p> <p>以上のことから、「警備体制の維持・強化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p>

		応を図ることができる よう、訓練を実施した か。		<課題と対応> 特になし。
--	--	--------------------------------	--	------------------

4. その他参考情報				
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。				

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	人事管理		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
人事管理運営方針の策定の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	
研修計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	
研修計画の確実な実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>2. 人事管理</p> <p>組織運営を安定的に行うため、人事管理運営方針を策定し、当該方針に基づき計画的かつ着実な人材の確保やその育成に努め、国立印刷局が有する技術の伝承が確実に行われるよう取り組むとともに、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、適材適所の人事配置や労働時間の適切な管理等により、働き方の見直しに取り組む。</p> <p>また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進する。</p> <p>さらに、職員研修に関する計画を策</p>	<p>2. 人事管理</p> <p>人事管理運営方針に基づき、限られた人的資源で業務運営の機能や効果を最大限発揮できるよう、社会のデジタル化の進展等を踏まえて質の高い人材の確保やその育成に取り組めます。</p> <p>具体的には、国立印刷局が有する技術の伝承が確実に行われるよう、採用活動を計画的に進めるとともに、全職員を対象とした勤務希望調査を実施した上で各個人の適性を考慮し、適材適所の人事配置への取組を推進します。また、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、労働時間の適切な管理等に取り組めます。</p> <p>また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計</p>	<p>●人事管理運営方針の策定の有無</p> <p>○計画的かつ着実な人材確保、人材育成</p>	<p>2. 人事管理</p> <p>(1) 人事管理運営方針の策定等</p> <p>限られた人的資源で、業務運営の機能等を最大限発揮させることを目的として策定した国立印刷局人事管理運営方針（以下「人事管理運営方針」という。）に基づき、人材確保等に係る各種取組を着実に実施した。</p> <p>イ 人材の確保</p> <p>多様で有為な人材の確保に向け、次のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用選考活動時期については、政府及び一般社団法人日本経済団体連合会による就職・採用活動に関する要請事項を踏まえ、令和6年3月から採用に係る広報活動を実施するとともに、6月から令和7年度期首における新規採用に向けた選考試験を実施した。 ホームページへの採用情報の掲載、就職情報サイトの活用により広く求人活動を行うとともに、全国の試験会場で受験できるテストセンター方式による試験を実施した。 	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>人事管理運営方針に基づき、多様で有為な人材の確保に努めるとともに、政府等の要請に沿った採用選考活動を行っている。</p> <p>また、民間企業が主催する企業紹介イベントへの参加や大学が主催するオンライン企業説明会へも積極的に参加することにより、多様な学生に国立印刷局をPRする機会の拡大を図り、広く求人活動を実施している。</p> <p>「働き方改革」等の趣旨を踏まえ、職務能力の一層の向上に資するため、長時間労働の是正と年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを行っている。</p>

<p>定し、当該計画に沿った各種研修を実施すること、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励するとともに、これらについて顕著な成果を挙げた職員に対する表彰・評価等を通じて、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承を図る。</p>	<p>画に沿って、女性職員の活躍を推進します。</p> <p>さらに、職員の人材育成を図るため、職務遂行上必要な知識の付与、技術・技能の向上、専門的知識の習得等、職員のより一層の資質向上に資する研修計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を確実に実施します。また、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励し、顕著な成果を挙げた職員に対する表彰や、成果の業務への反映を通じた評価を行うこと等により、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承が図られるよう取り組みます。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度期首に向けた求人活動として、令和5年度と同様にオンライン及び対面による業務説明会を実施した（令和6年3月～4月）。また、高等専門学校生徒を対象とした工場見学を実施した（4月）。 ・ 採用面接については、受験者の移動時間の削減及び交通費の負担軽減を図る観点から、一次面接をオンラインで実施した。 ・ デジタル人材の確保に向けて、国家公務員試験のデジタル区分（総合職）及びデジタル・電気・電子区分（一般職）の合格者に個別に連絡を取り、国立印刷局の業務案内を行い、応募を促した（2名採用）。 ・ 令和8年度期首に向けた求人活動については、令和7年度卒業・修了予定者に係る就職・採用活動のスケジュールについて、大学や民間企業等の情報収集に努めるとともに、有為な人材の確保を図るため、大学主催の企業説明会に参加したほか、インターンシップ（学生に向けた情報提供、キャリア形成支援）を実施した（10月～令和7年1月）。 ・ 民間企業主催の企業紹介イベントについては、大学卒業見込の学生を対象として、10月及び令和7年2月にオンライン合同説明会に参加した。また、12月に高等専門学校卒業見込の生徒を対象としたオンライン業務説明会に参加した。 ・ 若年層の多くが利用している SNS を通して幅広く情報発信を行うため、国立印刷局フェイスブック及び国立印刷局エックス（旧ツイッター）において、国立印刷局の採用情報について紹介した。また、説明会のアーカイブ動画をホームページから閲覧できるようにした。 <p>ロ 適材適所の人事配置</p> <p>勤務希望調査を実施するとともに、上司との面談を全職員に対して行うこと等により、職員の適性や能力、キャリア形成の考え方を的確に把握し、令和7年度期首において適材適所の人事配置を行った。また、役職定年者についても効果的に配置し、組織活力の維持に努めた。</p> <p>ハ 障害者雇用に向けた取組</p> <p>障害者の雇用を促進するため、特別支援学校に対し求人活動を行った（7月）。</p> <p>また、監督者を対象に、障害者の適切な受入れ及び対応方法を習得するための「聴覚障害の基礎知識」に関する研修を実施した（6月）。</p>	<p>子育てと仕事の両立を支援するため、男性職員の育児休業取得を推進し、職員が抵抗なく制度を利用できるよう職場風土の醸成に努めている。</p> <p>研修計画については、計画に定めた全ての研修を確実に実施し、職務遂行に必要な知識、技能等の習得、能力の向上及び技能の伝承を図っている。</p> <p>業務改善活動を推進し、職員の業務意欲・能力の向上を図っている。また、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献し、科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞を受賞している。</p>
---	--	--	---	---

		<p>○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の確実な実施</p>	<p>(障害者雇用率3.26% (令和6年6月1日現在)、参考:法定雇用率2.6%)</p> <p>ニ 働き方改革を踏まえた労働時間管理等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府が進めている「働き方改革」及び「ワークライフバランス」を推進することにより職務能率の一層の向上を図るため、多様で柔軟な働き方が可能となるよう本局において、始業時間の選択肢を増やす時差出勤、テレワークの取組を継続した。 ・ 長時間労働の是正に向けた本局における取組として、一斉定時退場日を設定(水曜日)するとともに、毎日、勤務終了時刻10分前に定時退場を呼びかける放送を行った。また、一斉定時退場の取組の更なる推進を図るため、定時退場日に管理者に毎週メール送信するとともに、係・チーム員全員が定時退場する原則月1回の完全定時退場日を設けその実施状況の確認を行うなど、部下職員が退場しやすい環境作りに向けて取り組んだ。 ・ 年5日の年次有給休暇の確実な取得に資するため、四半期ごとに取得実績を集計し、本局各室部、各機関にフィードバックすることにより年休の取得促進を図った。 ・ 子育てと仕事の両立を支援するため、男性職員の育児休業取得を推進しており、53名(育児休業取得率:98.1%)が取得した。平均取得日数は73.1日であった。 <p>ホ 女性職員の活躍に向けた取組</p> <p>国立印刷局一般事業主行動計画(女性の活躍の推進)において設定した目標(採用者に占める女性の割合35%以上)の達成に向けて採用活動を進め、令和7年4月1日付け新規採用者99名(専門職採用を除く。)に占める女性の割合は、約47%(46名)となった。</p> <p>また、令和7年4月1日現在における管理的地位(注1)に占める女性職員の割合は、6.9%となった。</p> <p>その他、女性の活躍推進のため、上司に求められる役割について再認識を促す「女性活躍推進研修」(9月)、女性職員のキャリア形成に関する知識を付与し今後のステップアップに向けた動機付けを図る「女性職員キャリアサポート研修」を実施した(10月)。</p> <p>また、製造部門の女性作業長に対し、リーダーの立場や役割を再認識させ、リーダーに必要な能力・スキルを習得させるための「女性リーダーネクスト研修」を実施した(10月)。</p> <p>(注1) 管理的地位</p>	
--	--	---	--	--

		<p>●研修計画の策定の有無 ○職員の業務意欲・能力の向上、技能伝承に向けた取組</p> <p>●研修計画の確実な実施 (対計画 100%)</p>	<p>第5次男女共同参画基本計画における成果目標に掲げられた独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職（国立印刷局の工場における部長相当職以上）</p> <p>(2) 研修計画の策定等</p> <p>「自ら考え行動できる人材づくり」を基本とする職員研修方針及び中央研修計画（以下「研修計画」という。）を策定し（令和6年3月）、当該計画に基づき、各機関が連携して、各研修の計画的かつ効果的な実施に取り組んだ。</p> <p>また、デジタル化を推進するため、求められる知識・スキルを目指すレベルに応じて体系的に整理し、受講対象となる研修を新たに取りまとめ、中央研修として実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な知識及び技術を付与するための階層別研修については、新規採用職員等研修を含め、オンライン方式を含め 23 件実施した。 技能人材に求められる知識及び技術を付与するための技術系研修については 6 件実施した。 デジタル人材確保・育成に係る基本方針及びデジタル人材確保・育成計画（令和5年度版）に基づき、職員のスキルアップを目的として、情報処理推進機構策定の IT スキル標準に対応した講座を新たに開設した。 それぞれの職種に応じて求められる専門的な知識及び技術を付与するための職種別研修については、オンライン方式も含め 27 件実施した。 外部派遣研修については、高度な知識の習得や意識の向上を図るため、国内の大学に職員を派遣した。 <p>以上の取組により、研修計画どおり 77 件の中央研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化、生産性の向上等を目的とした業務改善活動について、各機関においてサークル活動や改善提案を推進するとともに、各機関の取組の成果を発表する場として、本局において業務改善活動発表会を開催し、改善効果や実用性等が優れた案件について表彰を行った（11月）。 <p>また、国立印刷局の業務改善活動の歴史や取組内容が、日本 IE 協会（注2）が発行する業界誌に掲載され、IE の進歩発展に著しく貢献すると認められる文献であるとして、日本 IE 文献賞（改善賞）を受賞した（7月）。 優れた創意工夫に対し、文部科学大臣から科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞（注3）が3名に授与された（4 </p>	
--	--	--	---	--

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○採用活動を計画的に進めるとともに、適材適所の人事配置に取り組んだか。 ○政府が進めている「働き方改革」を踏まえた、労働時間の適切な管理に取り組んだか。 ○研修などを通じて計画的な人材育成を行ったか。 	<p>月)。</p> <p>(注2) 日本 IE 協会 日本における IE (インダストリアル・エンジニアリング : 工程や作業内容を科学的に分析して、最善の生産管理方法を追求する手法) の啓発、普及と推進の核となるべく 1959 年 (昭和 34 年) に設立された、中立・非営利な団体</p> <p>(注3) 科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞 文部科学大臣が行う表彰の一つであり、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献した者に与えられるもの</p>	<p>以上のことから、「人事管理」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	---	---	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	<p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>令和6年度における施設及び設備に関する計画は、以下のとおりです。</p> <p>投資に当たっては、投資目的等について、理事会、設備投資委員会等における厳格な審査に基づき行います。</p> <p>また、投資効果や進捗状況を的確に把握し、計画の見直しや次年度の計画の策定を行います。</p>		<p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>(1) 設備投資計画の着実な実施</p> <p>設備投資に関する計画を着実に実施するため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>イ 設備投資委員会における審議</p> <p>設備投資を計画的かつ着実に進めるため、設備投資委員会において、設備投資計画の策定、個別案件の実施に際しての費用対効果等の検証、設備投資の進捗状況等を審議し、必要に応じて見直しを図るとともに、理事会に報告するなど、PDCAサイクルを確実に機能させた。</p> <p>ロ 設備投資計画の検証・見直し</p> <p>設備投資の実施に当たっては、設備投資委員会（14回開催）等において、投資の必要性、仕様の適切性、費用対効果等を検証した上で、価格の妥当性やスケジュールなどを検討し、必要に応じて計画内容の見直しを行うなど、効果的な投資を実施した。</p> <p>設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、毎月、投資案件に係る進捗状況を集約し、関係部門に対し情報提供を行った。</p> <p>1件1億円以上の重要な投資案件を中心とした設備投資計画全体に係る各四半期の受入れ及び契約の状況について、設備投資委員会及び理事会において報告した（6月・9月・11月・令和7年2月）。</p> <p>ハ 設備投資計画に対する実績</p>	<p><評定と根拠> 評定： B</p> <p>設備投資の進捗状況を定期的に検証するなど、PDCAサイクルを確実に機能させている。</p> <p>競争入札による差額等により、設備投資計画に対し851百万円下回っている。</p>

設備投資額は、競争入札による差額等により、15,628 百万円となり、計画額 16,479 百万円に対して 851 百万円下回った。

なお、受入れを行った主な施設及び設備については、次のとおりである。

件名	機関	台数
官報システム	東京工場	一式
銀行券凸版印刷機	東京工場	1 台
	静岡工場	1 台
業務棟整備	本局	一式
銀行券検査仕上機	小田原工場	2 台
	彦根工場	2 台
銀行券印刷機	東京工場	1 台
諸証券製造設備	王子工場	一式
	岡山工場	一式
排水処理設備	東京工場	一式
日銀券品質管理システム	本局	一式
	小田原工場	一式
	静岡工場	一式
	岡山工場	一式
抄紙機及び銀行券精裁機制御機器	小田原工場	一式
	岡山工場	一式
紙料調製設備	岡山工場	一式
日銀券生産管理システム	本局	一式
特殊金属加工機	本局	一式
特殊貨物自動車	東京工場	1 台
	小田原工場	1 台
入退室管理装置	本局	一式
	静岡工場	一式
就業管理及び通勤管理システム用機器	本局	一式

(2) 令和 7 年度設備投資計画の策定

令和 7 年度設備投資計画（中期を含む。）については、本局各室・部及び各機関からの資料の提出を受け（8 月）、投資の目的や必要性、投資額の妥当性、費用対効果などを踏まえ設備投資委員会及び内部統制推進委員会において審議し、策定した（令和 7 年 2 月）。

<評価の視点>

- PDCA サイクルによる適切なマネジメントは行われたか。
- 設備投資計画は着実

以上のことから、「施設及び設備に関する計画」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。

		に実施されたか。		<課題と対応> 特になし。
--	--	----------	--	------------------

4. その他参考情報				
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p> <p>令和6年度の施設及び設備に関する計画については、官報システム、銀行券凸版印刷機など、当初の計画案件を着実に実施した。</p> <p>なお、競争入札による差額等により、計画に対して851百万円下回った。</p>				

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-4	保有資産の見直し		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務棟に係る未使用権利床の国庫納付			○					
豊島敷地及び豊島宿舍の売却収入の国庫納付							○	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>3. 保有資産の見直し</p> <p>(1) 豊島敷地及び豊島宿舍について、売却収入の国庫納付に向けて取り組む。</p> <p>(2) 王子工場については、平成29年7月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」）を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進める。</p>	<p>4. 保有資産の見直し</p> <p>(1) 豊島敷地及び豊島宿舍について、売却により処分するとともに、売却収入の国庫納付に向けて取り組みます。</p> <p>(2) 王子工場については、平成29年7月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」）を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進めます。</p>	<p>○豊島敷地及び豊島宿舍の売却収入の国庫納付に向けた着実な取組</p> <p>○王子工場再編に向けた着実な取組</p>	<p>4. 保有資産の見直し</p> <p>(1) 豊島敷地及び豊島宿舍の処分に向けた着実な取組 豊島敷地及び豊島宿舍（地番：東京都北区豊島四丁目2番24、2番32）については、一般競争入札を経て売却による処分をしたことを踏まえ（令和6年3月）、国庫納付に向けた手続を適切に進め、売却収入を国庫納付した（令和7年3月）。</p> <p>(2) 王子工場再編に向けた着実な取組 東京都北区と締結した協定書を踏まえ、北区との共存共栄を前提とした協議を定期的実施するとともに、工場再編に向け、工場機能を集約するための新棟建設予定地において、土壌汚染対策工事・地中障害物の撤去工事・杭打設工事を工事工程どおりに完了し（令和7年2月）、新築建物の躯体工事を開始した（令和7年3月）。 工事等の実施と並行して、「東京都環境影響評価条例」に基づく環境影響調査等を継続的に実施し、既存建物解体工事施工中の大気汚染、騒音・振動等の調査結果に係る事後調査報告書の東京都への提出に向けた協議を行った（4月～令和7年3月）。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>豊島敷地及び豊島宿舍について、令和元年度以降その処分に向けて取り組んできたところ、売却による処分をするとともに、国庫納付に向けた手続を適切に進め、売却収入を国庫納付している。</p> <p>王子工場再編に向けて、北区との協議を定期的実施するとともに、工場機能の集約に向けた新棟建築を実施するための工事について、必要な進捗管理を行いつつ、適切に実施している。また、環境影響調査についても関係法令に則り、着実に進めている。</p> <p>事業計画において予定していなかった重要な財産の譲渡について、その後に小田</p>

<p>(3) その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舍の効率的な配置の検討も含めた不断の見直しを行う。その結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。</p>	<p>(3) その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舍の効率的な配置の検討を含め、不断の見直しを行います。その結果、遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。</p>	<p>○その他の保有資産の不断の見直し</p> <p><評価の視点></p> <p>○豊島敷地及び豊島宿舍について、売却収入の国庫納付に向けた取組を進めたか。</p> <p>○王子工場について、平成29年7月に東京都北区と締結した協定書を踏まえ、工場再編に向けた対応を進めたか。</p> <p>○保有する資産について、不断の見直しを行い、見直しの結果、遊休資産が生じる場合には、将来必要となるものを除き、国庫への貢献を行ったか。</p>	<p>(3) その他の保有資産の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度及び令和2年度に神奈川県小田原市に一部譲渡した小田原工場集水路敷地の残地については、引き続き、譲渡に向けて小田原市と協議を進めた結果、その全部（地番：神奈川県小田原市鬼柳字籠場 641 番 2 外）につき譲渡の依頼（無償）を受けたことから、譲渡に向けた手続を適切に進め、令和6年12月に財務大臣の認可を得て、譲渡した（令和7年3月）。 赤羽宿舍竣工に伴い、令和4年3月に廃止した都内の10箇所の宿舍については、今後の利活用に向けたスケジュールや必要な手続等について検討を行うとともに必要な事前調査を行った。 なお、定期的に異常の有無の点検を行うなど適切に管理を行った。 	<p>原市から譲渡依頼があったことから、適切に手続を進め、譲渡している。</p> <p>廃止した宿舍については、今後の利活用に向けて検討を進めているとともに、定期的に点検を行い、適切な管理に努めている。</p> <p>以上のことから、「保有資産の見直し」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	---	--	---	--

<p>4. その他参考情報 (予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(1)	労働安全の保持		
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】労働災害の発生のリスクを踏まえ、その未然防止及び労働者の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
職場環境整備に資する計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	
職場環境整備に資する計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
重大な労働災害の発是件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>4. 職場環境の整備</p> <p>(1) 労働安全の保持</p> <p>職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。</p>	<p>5. 職場環境の整備</p> <p>職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一層の推進、健康管理の充実など、職場環境整備及び健康管理に資する計画を策定し、確実に実施します。</p> <p>(1) 労働安全の保持</p> <p>職場環境整備に資する計画に基づき、危険予知に関する教育をはじめとした安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、職員一人一人が「安全第一」という認識の下、安全作業基準の点検や必要に応じた改正等を通じて労働災害につながる危険・有害要因を確実に排除することにより、重大な労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組みます。</p>	<p>●職場環境整備に資する計画の策定の有無</p> <p>●職場環境整備に資する計画の確実な実施(対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る)</p>	<p>5. 職場環境の整備</p> <p>(1) 労働安全の保持</p> <p>国立印刷局安全衛生管理計画（以下「計画」という。）を策定（令和6年3月）し、当該計画に基づき取組を進め、計画に対する実施率は、100%となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 法令の遵守等の取組状況</p> <p>労働安全衛生法等、労働安全関係法令の改正状況について適宜確認し、法令遵守に取り組んだ。具体的には、労働安全衛生規則等の改正に伴い、令和6年度から施行された化学物質の管理体系の見直し及び実施体制の確立等について、各機関と調整を図り、確実に対応した。</p> <p>また、法令等に基づく届出については、全機関において実施するとともに、本局の移転（令和7年2月）に伴う各種届出（診療所の移転関係及び衛生管理者の追加）について、確実に実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>計画に基づき、法令遵守の取組や法令改正に伴う化学物質に関する安全衛生教育の実施などに確実に取り組むとともに、新たに労働災害の未然防止を図るための情報収集や情報発信に努めた。また、各種啓発活動やリスクアセスメントの実施を推進しており、重大な労働災害は発生していない。</p> <p>小田原工場が厚生労働省第1種無災害記録証を授与されたほか、国立印刷局の安全な職場づくりの取組がSAFEコンソーシアムのブロック賞に選出されるなど、国立印刷局における労働安全保持の取組が外部から高い評価を受けている。</p>

			<p>ロ 安全衛生教育の実施状況</p> <p>各機関において、新規採用職員及び配転者を中心に安全衛生教育を実施した（4月）。</p> <p>「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第60条の規定に基づく職長教育（新任作業長の安全衛生教育）を実施し（5月～6月）、必要な知識と安全動作の習得に資する安全教育を実施した。厚生労働省の通知に基づき、職長の能力向上を図ることを目的とした、職長研修受講後5年ごと（5年目及び10年目）の再教育を実施した。</p> <p>また、令和6年度から選任が義務化された化学物質管理者及び保護具着用管理責任者に対する教育を実施した。</p> <p>さらに、労働災害発生時のほか、労働災害が発生するリスクが高くなることが想定される人事異動時、長期休業前後などの機会を捉え、その都度、労働災害防止のための各種啓発や注意喚起を行った（4月・5月・8月・12月）。</p> <p>ハ 危険・有害要因の排除の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクアセスメントにより労働災害の発生原因となる職場の危険・有害要因の排除に取り組んだ。また、労働災害が発生した場合には、発生した機関はもとより、他の機関の同種類似作業においてもリスクアセスメントを実施し、同種類似災害の発生防止に努めた。 ・ 化学物質リスクアセスメント（注1）については、労働安全衛生関係法令に基づき、確実に実施するとともに、その結果に基づき、保護具の着用などの対策を立案・実施した。 <p>なお、健康被害の発生はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図ることを目的に、「国立印刷局化学物質管理強調月間」を設定し、化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を始めとした各種取組を実施した（令和7年2月）。 <p>（注1）化学物質リスクアセスメント</p> <p>一定の危険性・有害性が確認されている化学物質に対する危険性、有害性等の調査</p> <p>ニ 安全を確保するための取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業等との労働安全に関する情報交換を実施し、印刷局における労働災害防止の取組を紹介したほか、各企業における活動や情報を収集した（6月・7月・10月・12月）。 	<p>また、民間企業と情報交換を行い、労働安全のノウハウを共有するなど、積極的な情報発信を行っている。</p> <p>労働基準監督署からの是正勧告を受けた10月の労働災害については、速やかに現地確認を行い、徹底した原因究明と是正・改善を行うとともに、理事による全職員へのメッセージ発信や各工場幹部との意見交換を実施している。さらに、労働災害ゼロに向けた対策を取りまとめ、研究所及び各工場の管理者を対象とした説明会を開催する等、再発防止に取り組んでいる。</p>
--	--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内製造業等において発生した災害事例を基に、全職員を対象に KYT（危険予知トレーニング）を適宜実施した。 ・ 全国安全週間（7月）に合わせ、静岡工場において、静岡労働局長、静岡労働基準監督署長ほか関係者による安全パトロール（注2）が初めて実施された。 なお、講評時には、静岡工場の安全の取組について、好事例として評価を受けた。 ・ 安全衛生点検（注3）の実施（毎月）に加え、全国安全週間（7月）の取組として、リスクアセスメント研修や高齢職員に対する転倒災害予防研修やヒューマンエラー低減のために有効な指差呼称研修を実施した。 ・ 全国労働衛生週間（10月）の取組として高齢職員を対象とした転倒災害防止研修を実施した。 ・ 新規導入設備について新たに安全作業基準を設定するとともに、既存設備の作業手順に係る安全作業基準についても継続的な見直しを実施した。 ・ SAFE コンソーシアム（注4）（令和5年12月加盟）を通じ、転倒予防の社会啓発活動推進など、労働災害の未然防止を図るための情報収集に努めた。 また、SAFE コンソーシアムが開催した、労働災害防止に向けた活動を紹介する「SAFE コンソーシアムアワード2024」（注5）の「安全な職場づくり部門ブロック賞」に選出され（11月）、令和5年度に引き続いてのブロック賞選出となった。 <p>（注2）安全パトロール 厚生労働省静岡労働局において、毎年、全国安全週間の実施に合わせて、静岡県内3か所（東部・中部・西部）において実施している点検活動（静岡工場は中部地区）</p> <p>（注3）安全衛生点検 各機関の安全衛生委員会等による安全衛生に係る点検</p> <p>（注4）SAFE コンソーシアム 「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、増加傾向にある労働災害の防止対策強化を目的として、厚生労働省が令和4年度に設立した共同体</p> <p>（注5）SAFE コンソーシアムアワード2024 企業・団体から労働災害防止に向けた取組を募集し、優れた取組を表彰するもの</p> <p>ホ 安全表彰</p>	
--	--	--	--	--

		<p>●重大な労働災害の発生 件数（0件）</p> <p>○労働災害の発生状況</p> <p>※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う労働災害をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国立印刷局の安全表彰制度に基づく無災害記録について、小田原工場が無災害日数 1000 日安全努力賞を達成した（7月）。 小田原工場が厚生労働省から第1種無災害記録証（注6）を授与された（9月）。 <p>（注6）無災害記録証</p> <p>厚生労働省が一定期間、労働災害（休業）を発生させることのなかった事業場に対して授与するもの。第1種は 390 万時間以上（労働者数 100 人以上の事業所）。なお、彦根工場は、第4種無災害記録証（1316 万 2500 時間）を授与（令和3年）され、現在も 20 年以上無災害を継続中。</p> <p>へ 情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページの安全の取組に関する専用サイトを活用し、安全に関する行事や研修の実施状況など、国立印刷局における労働安全の取組を発信した。 国立印刷局における労働災害ゼロへの取組について、局内広報誌に掲載し、安全に対する活動状況を発信した（8月）。 彦根工場が無災害を継続している安全活動等の取組について、中央労働災害防止協会の取材を受け、同協会の発行する月刊誌「安全と健康」（令和7年4月号）に掲載された。 民間企業等との労働安全に関する情報交換を通じて、労働安全に関するノウハウを共有した（6月・7月・10月・12月）。 特に、彦根工場については、滋賀労働基準協会加盟の優良企業に対し、研修会として工場見学会を実施した。 <p>ト 労働災害の発生状況</p> <p>計画等に基づき各種取組・啓発活動を継続実施し、重大な労働災害はなかったが、休業4日以上の労働災害が4件発生した。</p> <p>事案の概要は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> グラビア凹版輪転印刷機において、券種切替に伴う機械運転中に、版面に付着した異物を除去しようとした際、版面とパターンローラの間で右手を巻き込まれ負傷した（10月）。 本事案に対し、労働基準監督署から、機械を停止せずに作業を行ったことについて、労働安全衛生法令違反に基づく是正勧告を受けた。 なお、現地確認の際、既に安全対策による是正が完了していたことから、是正措置報告書の提出は不要となった。 抄紙機ワイヤー部（注7）において、サクシオンボックス（注 	
--	--	--	--	--

		<p><評価の視点> ○職場環境整備に資する計画を策定の上、当該計画に定める安全教育・活動等に係る項目を確実に実施し、重大</p>	<p>8) の取外し作業のため、両端をホイストとベルトスリング2セットで吊り上げ、片方のベルトスリングの弛みを張り直す際に、ホイストの操作を誤ったことにより、破れたベルトスリングが左手に当たり負傷した(12月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> インキの練肉機の分解清掃作業において、ローラ側面の汚れを除去しようとして回転中のローラに左手親指を挟まれ負傷した(令和7年2月)。 断裁機において、用紙の角を裁つ作業のため、クランプ(用紙押さえ)を下降させた際に右手母指がクランプと用紙の間に挟まれ負傷した(令和7年3月)。 <p>(注7) 抄紙機ワイヤー部 紙の原料を薄く流して抄く部位</p> <p>(注8) サクションボックス 紙の原料から水分を強制的に吸引して脱水する装置</p> <p>これら4件の労働災害については、発生した工場において、速やかに発生状況、発生原因、再発防止策を取りまとめるとともに、必要に応じ物的対策を講じたほか、安全ミーティングや危険予知教育を実施し、労働災害の再発防止に取り組んだ。また、発生工場以外の工場においても、類似機械や類似作業において、発生防止に向けた点検等を実施した。</p> <p>特に、10月に発生した機械への巻き込まれ災害については、2つの回転体に巻き込まれた上、その間隙に挟まれたことによる災害であったこと、労働基準監督署から是正勧告を受けたこと等から、統括安全衛生管理者(労働安全衛生担当理事)による全職員への安全メッセージを発信するとともに、研究所及び各工場の巡回を実施し幹部職員との意見交換や注意喚起を行った。また、災害の発生要因(物的・心的)を詳細に調査・分析した上で、全機関における労働災害ゼロに向けた取組事項及び実施計画を取りまとめ、管理者向けの説明会を開催した(令和7年3月)。</p> <p>なお、災害事例については、発生後速やかに全職員において情報を共有し、同種・類似災害の発生防止に取り組んだ。</p>	<p>以上のことから、「労働安全の保持」については、定量的な数値目標を達成しており、小田原工場が厚生労働省から第1種無災害記録証を授与されるなど外部から高い評価を受けた。一方で、労働災害の発生に起因し、労働基準監督署から是正勧告を受けた</p>
--	--	--	---	--

		<p>な労働災害の発生を防止したか。</p>		<p>ことを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>10月に発生した労働災害の発生については、労働基準監督署から是正勧告を受けたものの早期の対策完了により是正報告書の提出は不要となった。当該事案の発生を受けて、同種・類似の労働災害が発生しないよう、労働災害ゼロに向け、発生要因の分析結果を踏まえた取組事項及び実施計画を取りまとめ、実施に向け着手した。令和7年度は実施計画に沿って各機関において、取組の徹底を図る必要がある。</p>
--	--	------------------------	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(2)	健康管理の充実		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
健康管理に資する計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	
定期健康診断の受診率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
健康管理に資する計画の確実な実施	対計画100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(2) 健康管理の充実 健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員の心身両面の健康管理の充実を図る。	(2) 健康管理の充実 健康管理に資する計画に基づき、職員の健康確保のため、定期健康診断受診率100%を目指して取り組みます。また、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップや長時間労働者への面接指導を行うほか、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)に基づくストレスチェック並びに研修及び情報提供を行うなど、メンタルヘルス対策の充実に取り組みます。	●健康管理に資する計画の策定の有無 ●定期健康診断の受診率(100%) ●健康管理に資する計画の確実な実施(対計画100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る)	(2) 健康管理の充実 安全衛生管理計画(以下「計画」という。)を策定(令和6年3月)し、これに沿って重点実施事項に確実に取り組んだ。 これにより、計画に対する実施率は、100%となった。 具体的な取組については、次のとおりである。 イ 定期健康診断の実施 全職員を対象とした一般定期健康診断(年1回)については、対象者4,068名全員に対し実施した。また、深夜業務、化学物質を取り扱う業務等に従事する職員を対象とした特殊健康診断(年2回)については、対象者2,514名全員に対し実施した。 ロ 健康指導等の実施 (イ) 有所見者への健康指導・教育の実施状況 ・ 健康診断の受診者全員に産業医による結果説明を行うとともに、一般定期健康診断及び特殊健康診断の有所見者を対象に、産業医による面接指導等を実施した。また、経過管理対象者には、保健師による保健指導・教育等のフォローアップを	<評定と根拠> 評定：B 健康診断については、対象者全員に対して一般定期健康診断及び特殊健康診断を実施するとともに、産業医及び保健師による有所見者への健康指導・教育についても確実に実施している。 ストレスチェックのほか、各機関において生活・就業環境に変化のあった職員を対象とした面談を継続実施することにより、長期休業職員以外の職員のメンタルヘルス対策に取り組んでいる。 長期休業職員に対する「職場復帰支援プログラム」に基づく職場復帰の支援などに取り組んだ結果、長期休業職員73名のうち

		<p><評価の視点> ○健康管理に資する計画を策定の上、定期健康診</p>	<p>実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法令等に基づき、長時間労働による健康障害を防止するため、月の時間外労働が一定時間以上の職員に対して産業医による面接指導（80 時間以上の場合）又は保健師による保健指導（45 時間以上 80 時間未満の場合）を実施した。 <p>なお、労働基準監督署からの「過重労働指導文書」（令和6年12月20日）により、労働時間短縮の要請があったことから、製造部門間の人事交流やローテーションによる平準化を行うことにより改善を図った。その結果、12月から令和7年3月において、要請を受けた工場における各月の時間外労働が45時間以上の職員数は、前年度同期間と比較し9%減少した。</p> <p>(ロ) メンタルヘルス対策の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルスケアの充実を図るため、面接指導者である産業医及び保健師に対し精神科医による助言指導を行った。 職場復帰支援プログラム（注）に基づき、心の健康問題により30日以上の間欠休した職員（以下「長期休業職員」という。）全員に対し、産業医による面談を実施し、当該職員の円滑な職場復帰に向けた支援を行った。 新規採用職員や転入者など生活・就業環境に変化のあった職員全員及びメンタルヘルス不調者が増加傾向にある10代・20代の若年層を対象に、カウンセラーによるカウンセリング実施した。 全国労働衛生週間（10月）を活用し、管理監督者を対象としたカウンセラーによるメンタルヘルス（ラインケア）研修を実施し、管理監督者によるラインケアの充実を図った。 労働安全衛生法令に基づくストレスチェック（年1回）を実施し、その結果をセルフケア（気づき）に役立てるとともに、結果に応じて、産業医による面談を実施するなど、メンタルヘルスの一次予防に活用した。 <p>(注) 職場復帰支援プログラム 長期休業職員等の職場復帰のための支援体制を定め、職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るための手引</p>	<p>51名（70%）の職員が職場への復帰を果たしており、計画的な職場復帰への支援に努めている。</p> <p>以上のことから、「健康管理の充実」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における</p>
--	--	--	---	--

		<p>断を確実に実施するとともに、当該計画に定める健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目を確実に実施したか。</p>		<p>所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(3)	職務意識の向上・組織の活性化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(3) 職務意識の向上・組織の活性化 役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進める。	(3) 職務意識の向上・組織の活性化 役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。	○役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションの取組	(3) 職務意識の向上・組織の活性化 イ 各部門における密なコミュニケーションの取組 職務に対する意識の向上及び組織の活性化に向けて、役員間、役職員間及び各部門間における密なコミュニケーションを図ることにより、職務への相互理解を深めた。 ・ 理事会等の各種会議において、経営層が施策・課題について認識統一を図るとともに、理事及び各部門の長による定期的な打合せ会を経て、情報共有を図った。また、各部門の連絡会等を通じて、その取扱いに留意しつつ、各種会議の議事内容等により、その背景や目的も含めて職員に伝達し、所管する課題の解決に向けて取り組んだ。 ・ 各部門においては、施策の達成や課題の解決に向けて、各部門の連絡会等を通じて、施策の進捗状況、課題への対応状況等の把握に当たり、職員から問題点等を含めて確認し情報共有を図ることにより、組織内において相互理解を深めた。 ・ さらに、各部門の施策の進捗状況等については、問題点等も含めて、理事及び各部門の長による定期的な打合せ会、理事長及び理事による定期的な打合せ会において把握し、確実な達成に向けて取り組んだ。 ・ コンプライアンスに関する職員意識調査の結果及び報告・相	<評定と根拠> 評定：B 職務意識の向上・組織の活性化については、理事会等の各種会議、業務プロセスにおける関係部門間の情報共有・課題解決への取組、上司・部下間の報告・相談等の更なる徹底を始めとする内部統制の推進に向けた取組、コンプライアンスに関する職員意識調査・座談会などを通じて役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションを図り、更なる職務に対する意識の向上及び組織の活性化を図っている。 令和3年度に新たに策定した経営理念については、ポスター等を活用しつつ研修、ミーティング等を通じて各階層の職員へ周知を行い、更なる浸透定着に向けて取り組んでいる。

		<p><評価の視点> ○役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有に取り組んだか。 ○役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を果たせるよう、役職員の職務に対する意識の向上や組織の活性化に資する取組を実施したか。</p>	<p>談等に関する教育資料等を活用し、各機関における小集団（チーム・作業単位）によるミーティングを通じてコミュニケーションを図ることにより、職務に対する意識の向上・組織の活性化に努めた（5月～令和7年3月）。</p> <p>ロ 経営理念の浸透定着</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営理念の更なる浸透定着を図るため、中央階層別研修等を活用し、幅広い階層に意識啓発を行った（6月～12月）。 コンプライアンスに関する職員意識調査の実施に合わせ、経営理念の職員への浸透状況を把握した（10月）。 <p>ハ 内部統制の推進による取組（「Ⅶ1. (1)内部統制に係る取組」参照）</p> <p>ニ コンプライアンスの確保による取組（「Ⅶ1. (2)コンプライアンスの確保」参照）</p>	<p>以上のことから、「職務意識の向上・組織の活性化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	---	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載） 特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-6	環境保全		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境保全計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有	有	
環境保全計画の確実な実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
温室効果ガスの削減	平成17年度比24%減	30.9%減	28.1%減	30.4%減	29.3%減			令和4年度までの指標
温室効果ガスの削減	平成25年度比26%減 (令和6年度以降、毎年度2%引上げ)					[目標：平成25年度比24%減] 32.7%減	32.4%減	令和5年度からの指標
廃棄物排出量の削減	過去5年平均以下	[目標：6,324 t] 5,742 t	[目標：6,222 t] 6,220 t	[目標：6,219 t] 6,795 t				令和3年度までの指標
廃棄物排出量の抑制	平成24年度比103%以下				85.8%	69.9%	72.3%	令和4年度からの指標
再資源化可能な廃棄物の再資源化	100%				100%	100%	100%	令和4年度からの指標
ISO14001認証の維持・更新	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
環境報告書の作成、公表の有無	有	有	有	有	有	有	有	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
5. 環境保全 製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境	6. 環境保全 地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和	●環境保全計画の策定の有無	6. 環境保全 環境保全と調和の取れた事業活動を行うため、環境保全計画（以下「計画」という。）を策定し（令和6年3月）、当該計画に基づき環境マ	<評定と根拠> 評定：A 温室効果ガス排出量については、空調機

<p>問題へ積極的に貢献する観点から、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)に掲げる産業部門の令和12年度における削減目標を達成するための取組を計画的に進めるとともに、環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えとともに、環境物品の確実な調達やISO14001認証の維持・更新等を行うことにより、環境保全を図る。</p> <p>廃棄物排出量の抑制については、廃棄物の減量化対策に取り組むことにより、令和6年度の廃棄物排出量を平成24年度と比較し、3%の増加に抑制するとともに、再資源化可能な廃棄物の100%再資源化に取り組めます。</p> <p>また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001認証の維持・更新を行うとともに、役職員の環境保全意識の向上を図り、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組めます。</p> <p>さらに、環境保全計画に基づく環境関連法令の遵守、資源・エネルギー使用量の抑制など、環境に対する取組について記載した環境報告書を引き続き作成し、ホームページにおいて公表します。</p>	<p>の取れた事業活動を遂行すべく、環境保全計画を策定し、確実に実施します。</p> <p>温室効果ガス排出量の削減については、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)に掲げる産業部門の令和12年度における削減目標である平成25年度比38%削減を達成するため、効率性にも配慮しつつ環境設備の的確な導入などを計画的に進めることとします。</p> <p>なお、令和6年度の排出量については、平成25年度と比較し、26%以上削減するよう取り組みます。</p> <p>廃棄物排出量の抑制については、廃棄物の減量化対策に取り組むことにより、令和6年度の廃棄物排出量を平成24年度と比較し、3%の増加に抑制するとともに、再資源化可能な廃棄物の100%再資源化に取り組めます。</p> <p>また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001認証の維持・更新を行うとともに、役職員の環境保全意識の向上を図り、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組めます。</p> <p>さらに、環境保全計画に基づく環境関連法令の遵守、資源・エネルギー使用量の抑制など、環境に対する取組について記載した環境報告書を引き続き作成し、ホームページにおいて公表します。</p>	<p>●環境保全計画の確実な実施(対計画100%)</p> <p>○環境保全のために必要な設備の的確な導入及び導入時における効率性の検証</p> <p>●温室効果ガスの削減(平成25年度比26%減)</p> <p>●廃棄物排出量の抑制(平成24年度比103%以下)</p> <p>●再資源化可能な廃棄物の再資源化(100%)</p>	<p>ネジメントシステムの確実な運用を図り、各種取組を実施したことにより、計画に対する実施率は100%となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>(1) 環境法規制の遵守</p> <p>環境関連法令等の確実な遵守のため、各機関においては「環境関連法令等各種届出・申請等一覧表詳細」及び「特定施設(設置・変更)届出表」の点検・更新等を行い(10月)、本局においては各機関における遵守状況の調査を実施した。その結果、環境関連法令等の遵守が確実に行われていることを確認した(12月)。</p> <p>また、本局の移転(令和7年2月)に伴い必要となる環境法令等に基づく各種申請・届出を確実に行った(12月～令和7年3月)。</p> <p>(2) 温室効果ガス排出量の削減</p> <p>国立印刷局における温室効果ガス排出量の削減を着実に実施するため、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき策定した「独立行政法人国立印刷局における温室効果ガス排出量削減のための基本計画」(令和5年3月30日改定)に定める取組を実施した。</p> <p>イ 再生可能エネルギーの調達に向けた調査、検討を進めた。その結果、東京工場において再生エネルギー100%電力を調達した(令和7年2月契約締結、令和7年4月履行開始)。</p> <p>ロ 空調機の更新、LED照明器具の採用など、エネルギー効率の高い設備の導入に努めた。</p> <p>なお、東京工場及び小田原工場(各1台)の銀行券製造設備に設置されている空気圧縮機送気配管の改善について、電力消費量削減の効果が得られたことから銀行券印刷工場への水平展開を実施し、東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場の改善が完了した。</p> <p>エネルギー効率の高い設備の導入等により、令和6年度の温室効果ガス排出量は30,328 t-CO₂となり、基準年度である平成25年度排出量(44,842 t-CO₂)に対し32.4%(14,514 t-CO₂)の削減となった。</p> <p>(3) 資源使用量の抑制及び廃棄物排出量の抑制</p> <p>資源使用量については、製紙工場の製造工程において排出される紙料の回収・再利用などを継続して実施することにより、使用量の抑制に努めた。</p> <p>廃棄物排出量については、印刷工程で発生した損紙屑のリサイクル化に取り組み、既存の取引業者と調整の結果、令和6年度に</p>	<p>の更新やLED照明器具の採用など計画的に設備投資を実施したことなどにより、目標(平成25年度比26%減)に対し120%以上の達成となる32.4%の削減となっている。</p> <p>廃棄物排出量については、資源使用量抑制の取組に加え、損紙屑のリサイクル化にも引き続き取り組んだことにより、目標(平成24年度比103%以下)に対し120%以上の達成となる72.3%となっている。</p> <p>また、再資源化可能な廃棄物については売払い等により100%再資源化している。</p> <p>環境マネジメントシステムの運用を確実に実施し、各職員が環境保全活動に積極的に取り組んだ結果、ISO14001認証審査において、認証を維持・更新している。</p> <p>国立印刷局における環境保全に係る取組を広く情報発信するため、毎年度継続的に「環境報告書」を作成し、公表している。</p> <p>また、地域共生の観点から工場立地自治体等を往訪するなど、情報の収集及び発信を行っている。</p>
---	---	--	--	--

		<p>●IS014001 認証の維持・更新</p> <p>●環境報告書の作成、公表の有無</p> <p><評価の視点> ○環境保全と調和の取れた事業活動を遂行するため、温室効果ガス排出量の削減など政府の方針に沿った環境保全に関する計画を策定し、着実に実施したか。</p>	<p>においても引き続き売払いを実施した。</p> <p>これらの取組の結果、廃棄物排出量は 5,287t となり、基準年度である平成 24 年度排出量 (7,316t) に対し 72.3%となった。</p> <p>なお、廃棄物のうち、廃プラスチック等の再資源化することが可能な廃棄物については、売払い等により 100%再資源化した。</p> <p>(4) IS014001 認証の維持・更新</p> <p>IS014001 (注) 認証について審査を受審し、次のとおり認証の維持・更新を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持 研究所 (10 月)・東京工場 (10 月)・王子工場 (10 月)・小田原工場 (12 月)・静岡工場 (令和 7 年 1 月)・岡山工場 (10 月) ・ 更新 彦根工場 (8 月) <p>(注) IS014001</p> <p>企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際規格</p> <p>(5) 環境保全に関する啓発活動の推進</p> <p>各機関において、環境月間の取組として、環境保全に対する意識を高めるための教育を行った (6 月)。</p> <p>令和 5 年度の環境保全に係る活動実績を「環境報告書 2024」として作成し、ホームページで公表した。</p> <p>なお、エネルギー使用量等のデータについては、各種分析への活用が可能なデータ (Excel 形式) にて提供した (10 月)。</p> <p>(6) その他の取組</p> <p>環境保全及び地域共生の観点から、初めて工場立地自治体及び工場近隣企業を往訪等し、温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の再資源化、次世代エネルギー等に関する意見交換を実施した (12 月・令和 7 年 1 月・令和 7 年 2 月)。</p>	<p>以上のことから、「環境保全」については、定量的な数値目標のうち「温室効果ガスの削減」、「廃棄物排出量の抑制」について指標を 120%以上達成するとともに、他の定量的な数値目標も達成したことに加え、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「A」と評価する。</p>
--	--	---	---	--

				<課題と対応> 特になし。
--	--	--	--	------------------

4. その他参考情報				
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。				

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-7	積立金の使途		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	7. 積立金の使途 「独立行政法人国立印刷局法」(平成14年法律第41号)第15条第2項に基づき、前事業年度の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。		7. 積立金の使途 該当はなかった。	<評定と根拠> 評定：— <課題と対応> 特になし。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

別表

令和6年度予算及び決算

(単位：百万円)

区 分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
収入								
業務収入	73,605	74,048	12,181	12,597	-	-	85,787	86,645
その他収入	-	-	-	-	462	613	462	613
計	73,605	74,048	12,181	12,597	462	613	86,249	87,258
支出								
業務支出	55,134	54,986	6,901	7,227	11,190	10,432	73,224	72,645
人件費支出	27,995	28,164	4,502	4,649	5,155	4,954	37,653	37,768
原材料支出	14,821	16,138	330	520	-	-	15,151	16,658
その他業務支出	12,318	10,684	2,068	2,058	6,034	5,478	20,421	18,219
施設整備費	12,692	11,110	1,569	1,995	3,396	2,051	17,657	15,156
計	67,826	66,096	8,470	9,222	14,585	12,483	90,881	87,801

注1) 施設整備費は、生産関連設備、庁舎などの固定資産支出額です。

注2) 上記の金額は、消費税を含めた金額です。

注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和6年度収支計画及び実績

(単位：百万円)

区 分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
収入								
売上高	66,914	67,316	11,074	11,452	-	-	77,988	78,768
営業外収益	-	-	-	-	445	626	445	626
特別利益	-	-	-	-	-	475	-	475
計	66,914	67,316	11,074	11,452	445	1,101	78,433	79,869
支出								
売上原価	55,830	54,573	7,128	6,974	-	-	62,958	61,546
販売費及び一般管理費	3,442	2,082	736	916	7,116	7,188	11,293	10,187
営業外費用	-	-	-	-	397	371	397	371
特別損失	-	-	-	-	-	140	-	140
計	59,272	56,655	7,863	7,890	7,513	7,699	74,648	72,244
当期純利益	7,642	10,661	3,211	3,562	△7,067	△6,598	3,785	7,625
当期総利益	7,642	10,661	3,211	3,562	△7,067	△6,598	3,785	7,625

注1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和6年度資金計画及び実績

(単位：百万円)

区 分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
資金収入	73,152	74,686	12,145	12,543	35,258	46,308	120,554	133,538
業務活動による収入	73,152	74,686	12,145	12,543	463	374	85,759	87,603
業務収入	66,502	67,898	11,041	11,403	-	-	77,542	79,301
その他収入	6,650	6,788	1,104	1,140	463	374	8,217	8,302
投資活動による収入	-	-	-	-	11,200	16,202	11,200	16,202
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-	-	-
前期よりの繰越金	-	-	-	-	23,595	29,733	23,595	29,733
資金支出	66,846	68,883	8,115	9,179	25,087	29,808	100,047	107,871
業務活動による支出	53,756	54,229	6,558	7,517	12,039	10,342	72,352	72,088
原材料支出	13,215	13,935	301	455	-	-	13,516	14,391
人件費出	25,591	25,216	4,004	4,033	4,679	4,604	34,274	33,854
その他支出	14,949	15,077	2,253	3,028	7,360	5,737	24,562	23,843
投資活動による支出	13,090	14,654	1,557	1,662	13,048	17,282	27,695	33,598
財務活動による支出	-	-	-	-	-	2,185	-	2,185
翌年度への繰越金	-	-	-	-	-	-	20,507	25,667

注1) 当法人は、翌年度への資金を一括して繰り越しているため、翌年度への繰越金を法人全体に計上しています。

注2) 上記の金額は、消費税を含めた金額です。

注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和6年度事業別営業収支率

(単位：百万円)

区 分	銀行券等事業	官報等事業	合計
売上高	67,316	11,452	78,768
営業費用	62,798	8,935	71,733
売上原価	54,573	6,974	61,546
販売費及び一般管理費(事業別)	2,082	916	2,998
販売費及び一般管理費(法人共通)	6,143	1,045	7,188
営業利益	4,518	2,517	7,035
事業別営業収支率(%) (売上高÷営業費用)	107%	128%	

注1) 財務諸表のセグメント情報を基に、法人共通の販売費及び一般管理費を各事業の売上高比で配賦した場合の参考値です。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和6年度施設及び設備に関する計画及び実績

(単位：百万円)

区 分	計画額	実績額	
施設関連	製紙部門	272	216
	印刷部門	1,680	1,423
	共通部門	2,411	1,722
	小 計	4,363	3,360
設備関連	製紙部門	1,649	1,878
	印刷部門	9,038	8,810
	共通部門	1,430	1,580
	小 計	12,117	12,268
合 計	16,479	15,628	

注1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示します。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。